

オランダ
特許法

2008年6月5日改正

2009年6月3日施行

目次

第1章 総則

第1条

第2条

第2a条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第2章 特許出願の処理

第1節 通則

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条

第21条

第22条 (2003年5月1日削除)

第23条

第1a節 特許代理人

第23a条

第23b条

第23c条

第23d条

第 23e 条
第 23f 条
第 23g 条
第 23h 条
第 23i 条
第 23j 条
第 23k 条
第 23l 条
第 23m 条
第 23n 条
第 23o 条
第 23p 条
第 23q 条
第 23r 条
第 23s 条
第 23t 条
第 23u 条
第 23v 条
第 23w 条
第 23x 条
第 23y 条
第 23z 条

第 2 節 付与

第 24 条
第 25 条
第 26 条 (1998 年 11 月 20 日削除)
第 27 条
第 28 条
第 29 条
第 30 条
第 31 条
第 32 条
第 33 条 (2008 年 6 月 5 日削除)
第 34 条
第 35 条
第 36 条
第 37 条 (2008 年 6 月 5 日削除)
第 38 条
第 39 条

第3節 特許出願の内容に関する秘密保持

第40条

第41条

第42条

第43条

第44条

第45条

第46条

第4節 欧州特許出願の変更

第47条

第48条

第3章 欧州特許に関する規定

第49条

第50条

第51条

第52条

第4章 特許の法的効力

第1節 特許所有者の権利及び義務

第53条

第53a条

第53b条

第53c条

第54条

第55条

第56条

第57条

第57a条

第58条

第58a条

第59条

第60条

第2節 年次料金及び権利放棄

第61条

第62条

第63条

第3節 財産の構成要素としての特許

第64条

第65条

第66条

第67条

第68条

第69条

第4節 特許権の行使

第70条

第71条

第72条

第73条

第74条

第5章 無効及び主張

第75条

第76条

第77条

第78条

第79条

第6章 特許権に関する紛争

第80条

第81条

第82条

第83条

第84条

第85条

第86条

第87条

第88条

第89条

第7章 補充的保護証明書

第90条

第91条

第92条

第93条

第94条

第95条

第 96 条

第 97 条

第 98 条

第 8 章 オランダ領アンチル諸島に関する特則

第 99 条

第 100 条

第 9 章 経過規定及び最終規定

第 101 条

第 102 条

第 102a 条

第 102b 条

第 102c 条

第 102d 条

第 102e 条

第 102f 条

第 103 条

第 104 条—第 107 条(他の規則についての修正を含む)

第 108 条

第 109 条

第 110 条

第 111 条

第 112 条

第 113 条

第 114 条

第1章 総則

第1条

このオランダ王国法(以下「本法」という)及びこれに基づく規定においては、下記の用語は次の意味を有する。

欧州特許条約：1973年10月5日にドイツのミュンヘンで署名された欧州特許の付与に関する条約(条約公報1975, 108, 1976, 101及び2002, 64)

欧州特許：オランダ王国(以下「王国」という)において付与されている限りでの、欧州特許条約に従って付与された特許

欧州特許出願：欧州特許条約の意味での欧州特許出願

特許協力条約：1970年6月19日にアメリカ合衆国ワシントンで署名された特許に関する協力を適用する条約(条約公報1973, 20)

庁：第15条にいう官庁

特許登録簿：第19条にいう登録簿

協会：第23d条にいうオランダ特許代理人協会

本邦大臣：オランダ経済担当大臣

生物学的材料：遺伝子情報を含んでおり、かつ、自己増殖又は生体系中での増殖が可能な材料

微生物学的方法：微生物学的材料を使用する方法であって、微生物学的材料に影響を及ぼすか又は微生物学的材料を生じさせるもの

植物品種：共同体植物品種権に関する1994年6月27日の欧州連合理事会規則(EC)No. 2100/94第5条(2)の意味における品種

天然資源：海底及び下層の鉱物及びその他の非生物資源、並びに定住型の生きている生物体、すなわち、採取することのできる時に、海底若しくは海底下に静止しているか又は海底若しくは下層と物理的に絶えず接触している状態以外では動くことのできない生物体

第2条

(1) 新規であり、進歩性を有し、また、産業上利用することができる発明は、特許を受けることができる。

(2) 特に次の事項は、(1)の意味における発明とはみなされない。

(a) 発見並びに科学上の理論及び数学の方法

(b) 審美的創作物

(c) 精神的行為、遊戯又は業務遂行のための計画、規則及び方法並びにコンピュータ・プログラム、及び

(d) 情報の提示

(3) (2)は、そのようなものとして言及されている主題又は活動に関する場合にのみ適用される。

第2a条

(1) 第2条(1)にいう発明は、発明であって、生物学的材料によって構成されるか若しくは生物学的材料を含有する生産物に係るもの、又は生物学的材料を取得し、処理し若しくは使

用する方法に係るものも意味すると考えられる。

(2) (1)の意味における発明は、何れにしても、次の事項に係る発明を含む。

(a) 自然環境から分離され又は技術的方法によって取得された生物学的材料。その材料が自然界において生ずる場合も、除外されない。

(b) 人体の一部であって、分離されているもの又は遺伝子の配列若しくは部分配列を含む技術的方法を使用してそれ以外の方法で取得されるもの。当該部分の構造が、自然の部分の構造と同一であっても、除外されない。

(c) 植物又は動物。ただし、その発明の実行可能性が一定の植物又は動物の品種に技術的に限定されていないことを条件とする。又は

(d) 生物学的材料を取得し、処理し若しくは使用する微生物学的又はその他の方法、又は当該方法の使用によって取得される生産物

第3条

(1) 特許は、次のものに対しては発行されない。

(a) その商業的实施が公の秩序又は善良の風俗に反することになると思われる発明

(b) 形成及び発達の種々の段階にある人体、並びに遺伝子の配列又は部分配列を含む、人体の部分の1の単なる発見

(c) 植物又は動物の品種

(d) 専ら交雑又は淘汰等の自然現象によって構成される、植物又は動物を生産するための本質的に生物学的な方法、及びその方法によって取得される生産物

(e) 生物学的多様性に関する条約第3条、第8条(j)、第15条(5)及び第16条(5)を侵害することになる発明、又は

(f) 人又は動物の体に適用する手術又は医学的治療及び診断方法により、人又は動物の体を処置する方法。ただし、当該方法に利用するための製品、特に物質又は組成物はその例外とする。

(2) その商業的实施が(1)(a)の意味において公の秩序又は善良の風俗に反することになると思われる発明には、特に次の事項が含まれる。

(a) ヒトをクローン化する方法

(b) ヒトに係る胚細胞の遺伝的同一性を変更する方法

(c) ヒトの胚の使用

(d) 動物の遺伝的同一性を変更する方法であって、ヒト又は動物に対する顕著な医療上の利益を生ずることなくそれらの動物に苦痛を与えることになるもの、及び当該方法によって得られる製品、及び

(e) ヒト、動物又は植物の生命又は健康に危険をもたらすか又は環境に対する深刻な損害をもたらす方法

(3) 発明の商業的实施は、その実施が制定法に基づいて又はその効力によって禁止されているという事実のみを理由としては、公の秩序又は善良の風俗に反することにはならない。

(4) 王国評議会一般命令によって、(2)に記載した一覧に、その実施が公の秩序又は善良の風俗に反するとみなされる他の発明を補充することができる。

第4条

- (1) 発明は、それが技術水準の一部でない場合は、新規であるとみなされる。
- (2) 技術水準は、その出願の出願日前に書面若しくは口頭の説明により、使用により又はその他の方法により公衆が利用できるようになったすべてのものを含む。
- (3) 技術水準はまた、(2)にいう日以後に、第31条に従って特許登録簿に記入された先行する特許出願の内容を含む。
- (4) 技術水準はまた、欧州特許条約第153条(3)から(5)までにいう欧州特許出願及び国際出願の内容であって、その出願日が同条約第54条(2)及び(3)の規定により(2)にいう日に先行しており、かつ、同条約第93条又は特許協力条約第21条により前記の日以後に公開されているものを含む。
- (5) (1)から(4)までの規定に拘らず、技術水準に含まれる物質又は組成物は、これが第3条(1)(f)にいう方法の1における使用のために意図されている場合は、特許を受けることができる。ただし、同段落にいう何れかの方法における使用が技術水準に含まれていないことを条件とする。
- (6) (1)から(4)までの規定を損なうことなく、(5)にいう物質又は組成物は第3条(f)にいう方法の1における特定の利用について特許を受けることができる。ただし、当該利用が技術水準に含まれていないことを条件とする。

第5条

- (1) 第4条の適用上、発明の開示がその特許出願がされた日前6月以内に生じており、それが次の事項の直接又は間接の結果である場合は、その開示は無視されるものとする。
 - (a) 出願人又はその法律上の前権利者に対する明白な濫用、又は
 - (b) 出願人又はその法律上の前権利者が、1928年11月22日にフランスのパリで署名され、最近では1972年11月30日の議定書によって改正された国際博覧会に関する条約(条約公報1973, 100)の意味での、政府主催の又は公認の博覧会においてその発明を展示したという事実。ただし、出願人は、その出願の出願時に、その発明が実際に展示されたことを申し立て、かつ、その証明を、王国評議会一般命令によって定められた期間内に王国評議会一般命令によって定められた規定に従って提出することを条件とする。
- (2) オランダにおける博覧会についての政府公認は、本邦大臣が与える。オランダ領アンチル諸島における博覧会についての承認は、オランダ領アンチル諸島政府が与える。

第6条

発明がそれに係る技術の熟練者にとって明らかに技術水準から生ずるものでないときは、その発明は、結果として進歩性を有するとみなされる。第4条(3)及び(4)にいう技術水準を形成する書類は、進歩性を評価するときには考慮されない。

第7条

発明は、農業を含む何れかの産業においてその主題を実施できる場合は、産業上利用可能であるとみなされる。

第 8 条

第 11 条、第 12 条及び第 13 条を損なうことなく、出願人は発明者であり、また、その資格において、特許を受ける権原を有する者とみなされる。

第 9 条

(1) 工業所有権保護のための国際同盟の加盟国又は世界貿易機関の加入国である何れかの国において、その国で施行されている法律に従って又は前記諸国の内の 2 以上の国の間で締結された条約に従って、正規に特許又は実用新案証又は実用新案保護の出願を行った当事者は、前記の保護が出願されている主題について特許を取得することに関し、その出願の出願日から 12 月の期間においては、オランダ及びオランダ領アンチル諸島において優先権を享有する。何れかの国が、その国において権限を有する機関からの通告を基にして、1883 年 3 月 20 日にパリで署名された工業所有権の保護に関する条約(条約公報 1974, 225 及び条約公報 1980, 31)において言及されているのと同等の条件に基づき、かつ、同等の法的効果をもって優先権を承認している場合は、その国は、第 1 文にいう国の 1 と同等であると考えられる。前記規定は、関連法令が発明者証又は特許の付与に関する選択権を規定している場合は、当該発明者証を出願した者に対して準用される。

(2) (1)の意味における出願は、その出願のその後の結末の如何に拘らず、その出願日を確定できるすべての出願を意味するものと考えられる。

(3) そのように行為する権限を有する者が同一の主題について 2 以上の出願をしている場合は、最先の出願のみが優先権主張の基礎となる。それにも拘らず、同一国における保護を求める後の出願は、優先権を主張する基礎とすることができるが、ただし、後の出願の出願日において、先の出願が公衆の閲覧に付されず、かつ、如何なる権利も存続させないで取り下げられ、放棄され又は拒絶の処分を受けたことを条件とし、更に、先の出願が優先権の主張の基礎とされていなかったことを条件とする。後の出願に基づいて優先権が主張された場合は、最初の出願は、その後に優先権を主張する基礎とすることができない。

(4) 第 4 条(2)、(3)及び(4)並びに第 6 条の適用上、優先権の効果とは、その権利の存在する出願が、優先権を与える出願の出願日に提出されたものとみなされるということである。

(5) 出願人は、2 以上の優先権を、それらが異なる国において生じたものであっても主張することができる。1 又は複数の優先権を主張する出願は、優先権主張の基礎とする出願に記載されているクレームにおいて権利主張がされていない要素も含めることができるが、ただし、後者の出願に係わる書類が、問題の製品又は問題の方法に十分な明確性をもって言及していることを条件とする。

(6) 優先権を利用しようとする者は、出願時に又は援用される出願の出願日から 16 月以内に、援用される出願の出願日及びその出願がされた国又は出願が対象とした国を記載して、その権利を主張しなければならない。

(7) 先に援用した優先権についての変更又は追加は、援用された出願が提出された日から 16 月以内に請求しなければならない。

(8) (6)及び(7)にいう優先権主張の基礎とする出願の出願日から 16 月以内に、先の出願が庁又は第 99 条にいう官庁に対してされている場合を除き、優先権主張者は、庁に対し、同人が援用している出願の番号及びオランダ語、フランス語、ドイツ語若しくは英語によるその出願の写し又はその出願の前記言語の 1 による翻訳文を、また、同人が優先権主張の基礎

となっている出願をした当事者でないときは、その権利を証明する書類を提出しなければならない。序は、前記の文にいう翻訳文に証明が付されるよう要求することができる。

(9) 優先権は、(6)、(7)又は(8)に定められている要件が満たされていない場合は、消滅する。

第10条

(1) 本法に従って先になされた特許出願の、本法に従って付与された特許についての優先権が主張されている場合は、出願に対して付与される特許は、それが最初に言及した特許と同一発明に関するものである場合は、法的効果を有さないものとする。

(2) (1)にいう法的効果の不存在を確認するための請求は、何人も行うことができる。

(3) 第75条(4)、(8)第1文及び(9)が準用される。

第11条

出願人は、その出願の内容が、他人が実施した主題から又は他人に属する説明、図面若しくはひな形から、当該他人の同意を得ないで取得されたものである場合は、特許を受ける権原を有さない。後者は、そのようにして取得された主題が特許性を有する場合は、特許を受ける権原を依然として有する。第4条(3)及び(4)の適用上、主題をそのようにして取得した者が行った出願は、前記主題の取得元となった者が行う出願の主題に対しては考慮されない。

第12条

(1) 特許出願された発明が、従業者によって他の者に対する職務の遂行において行われたものである場合は、その職務の性質が、特許出願がされた発明と同種の発明をするための当該従業者の特別の知識の使用を必要としている場合を除き、従業者が特許を受ける権原を有する。この除外の場合は、使用者が特許を受ける権原を有する。

(2) 特許出願された発明が、研修過程を経て他の者に対して職務を遂行する者によって行われた場合は、職務遂行の受益者がその特許を受ける権原を有する。ただし、その発明が当該職務の主題と関係がない場合は、この限りでない。

(3) 発明が総合大学、単科大学又は研究施設において職務として研究をする者によって行われた場合は、当該の総合大学、単科大学又は研究施設がその特許を受ける権原を有する。

(4) 第4条(3)及び(4)の適用上、特許を受ける権利を有さない者がした出願は、(1)最終文にいう使用者がした出願の主題、又は(2)にいう職務を遂行する機会を提供した者がした出願の主題に関しては、無視される。

(5) (1)、(2)及び(3)の規定は、書面による合意により、適用除外することができる。

(6) 発明者が、特許を付与されなかった代わりに、同人が得る給与又は受領する金銭給付又は受領する特別の報酬によって補償を受けているとはみなすことができない場合は、(1)、(2)又は(3)に基づいてその特許を受ける権原を有する者は、発明者に対し、発明の金銭的重要性及び発明が行われた事情に関連する公平な報酬を与える義務を負う。本項の規定に従った発明者の側の訴訟の権利は、特許の付与日から3年が経過した後は消滅する。

(7) (6)の規定から逸脱する約定は、無効とする。

第 13 条

合意の上で共同作業をする 2 以上の者によって発明がされた場合は、それらの者は特許を受ける共同の権利を有する。

第 14 条

(1) 特許出願された発明を行ったが、第 12 条(1)、(2)若しくは(3)を理由として、又はその出願人若しくはその前権利者と締結した合意を理由として、特許を受ける権原を主張することができない者は、特許証に発明者として記載される権利を有する。

(2) 前項の規定から逸脱する約定は、無効とする。

第2章 特許出願の処理

第1節 通則

第15条

(1) 1 の官庁に、本法の施行及び法律又は拘束力のある国際的義務に基づいて若しくはそれによって課せられる他の責務が負わされている。その官庁は、オランダ特許庁(以下「庁」という)である。庁は、オランダの機関であり、特許に関しては、1967年7月14日にスウェーデンのストックホルムで改正された形での、工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約(条約公報1969,144)の第12条の意味におけるオランダ及びアンチル諸島のための中央資料館としての役割も果たすものとする。

(2) 庁の構成及び運営方法は、本邦大臣によって決定される。

第16条

本法に従って、庁により又は庁に対して遵守されるべき期限の最終日が非就業日である場合は、その期限は、本法の適用上、庁が再開する翌日の終りまで延期される。

第17条

(1) 庁は、特許協力条約第2条(xv)の意味における受理官庁として行動し、同条約の規定に従い、その資格においてその機能を果たすものとする。

(2) 特許協力条約及びその関連規則に従って課すことができる手数料の金額及び納付時期は、特許協力条約がその権限を付与している範囲において、王国評議会一般命令によって設定される。前記規則により受理官庁が規定を設ける権限を付与されている事項に関し、王国評議会一般命令により追加の規則を制定することができる。

第18条

特許協力条約第2条(vii)にいう、国際出願におけるオランダ王国の指定又は場合によりその選択は、出願人による欧州特許付与の請求とみなす。

第19条

(1) 庁は、特許登録簿であって、特許出願及び特許の現況を知ることができ、かつ、その目的での情報を第三者に提供することができるものを維持する責務を負う。

(2) 特許出願及び特許に関する事項は、本法によって登録簿に記録される。登録簿は、何人に対しても無償で閲覧に供される。

(3) 登録簿に関しては、王国評議会一般命令によって追加の規則を制定することができる。当該規則は、一定の事項の登録には、登録請求人による手数料の納付を条件とする旨を定めることができる。

(4) 何人も、王国評議会一般命令に定める金額を納付することにより、特許登録簿又は特許登録簿に記入された特許出願若しくは特許に関する書類について、書面による情報又は認証抄本を請求し、また、当該書類の写しを請求することができる。

第 20 条

- (1) 特許登録簿に記録されているすべての事項は、庁によって定期的に発行される公報にも公告される。
- (2) (1)の規定に関しては、王国評議会一般命令によって追加の規則を制定することができる。

第 21 条

- (1) 特許登録簿に特許出願が記録されたときから、何人も、その出願及び当該出願の結果として付与された特許に関する書類であって、本法の規定に関連して庁が受領し又はその出願人若しくは第三者に送付したもののすべてを無償で閲覧することができる。庁は、何れの場合にも、出願が特許登録簿に記入された後速やかに、第 20 条にいう公報においてそれらの書類について通告する。
- (2) 未だ特許登録簿に記入されていない出願に関する書類は、出願人の同意がある場合に限り閲覧することができる。ただし、問題の当事者が、出願人が出願に基づく権利を同人に対して行使していることを証明したときは、出願人の同意なしにその書類を閲覧することができる。この規定は、本章第 3 節にいう特許出願には適用されない。
- (3) 特許証に発明者として記録されることを望まない旨を陳述する発明者の申立書は、閲覧することができない。

第 22 条 (2003 年 5 月 1 日削除)

第 23 条

- (1) 当該事情に基づいて要求される当然の注意を払ったにも拘らず、特許の出願人若しくは所有者又は欧州特許の所有者が、庁に関して又は第 99 条にいう官庁に関して期限を遵守することができなかった場合において、庁は、本法の規定による期限の不遵守が直接に何れかの権利又は救済手段の喪失をもたらすときは、同人からの請求に基づいて、その権利を回復させるものとする。
- (2) (1)は、第 9 条(1)に規定されている期限内における特許出願の不提出又は下記(3)にいう期限の不遵守に関しては、適用されない。
- (3) 請求が第 9 条(6)、(7)又は(8)の意味での期間の不遵守に係るものである場合は、請求は、当該期間の満了後 2 月以内に提出しなければならない。それ以外の請求は、何れの場合にも、遵守されなかった期間の満了から 1 年以内に、速やかに行わなければならない。懈怠した行為は、その請求と同時に履行しなければならない。請求をするときに、王国評議会一般命令によって定められる金額を納付しなければならない。
- (4) 庁は、特許登録簿にその回復を記録する。
- (5) 権利又は救済手段の喪失から回復までの期間において、当事者がオランダ国内若しくはオランダ領アンチル諸島において、自己の事業において若しくは自己の事業のために、当該回復の結果有効になる特許に係るものの製造若しくは利用を開始しているか、又はそのような行為をする旨の決定の実行に着手していた場合は、その特許に拘らず、当該当事者は引続き第 53 条(1)に定める行為を継続する権限を有する。第 55 条(2)及び(4)が準用される。

第 1a 節 特許代理人

第 23a 条

(1) 庁は、特許代理人の登録簿であつて、特許代理人としての専門的能力基準を満たしており、かつ、庁に対し特許代理人として行動することができる者についての推定を可能にし、また、前記目的のためにその情報を第三者に提供することを可能にするものを維持する責任を負う。

(2) 何人も、同人が試験に合格し、特許代理人としての責任の下に最低 3 年間特許出願の取扱をしているか又は熟練度テストに合格している場合は、申請することによって登録簿への記入を受けることができる。試験又は熟練度テストは、申請書提出前 10 年以内に受けていなければならない。

(3) 庁は、登録簿の構成を決定する。何人も無償で登録簿を閲覧することができる。

(4) 登録簿に記入されていない者は、広く市場において登録簿に記入されている旨の表示をすることを禁止される。

(5) 管理委員会は、試験若しくは熟練度テストを受ける義務、又は特許代理人としての責任の下に最低 3 年間特許出願を取り扱う義務を免除することができる。

(6) 王国評議会一般命令によって、登録簿への記入申請、義務免除についての申請、申請に関する管理委員会による査定、同委員会によって行われる否認についてのオランダのハーグ控訴裁判所への上訴、登録簿への記入、登録簿からの削除に関して、追加の規則を制定することができる。

第 23b 条

(1) 庁の代理行為をすることができるのは、第 23a 条にいう登録簿に特許代理人として記入されている者、オランダ弁護士法第 1 条に基づいて裁判所に対する弁護士として記入されている者、及び国家弁護士令第 1 条に基づいてオランダ領アンチル諸島及びアルーバ島の共同司法裁判所に弁護士として記入されている者のみである。

(2) 特許庁長官は、弁護士に対し、庁の代理行為を許可する前に、弁護士として宣誓したことの署名入り証明書を提出するよう要求することができる。

(3) 特別な事件に関しては、特許庁長官は、(1)にいう庁の代理行為をする者以外の者に対し、当該人が代理行為をその職業としていない場合、又は当該人が欧州連合加盟国又は欧州経済地域に関する協定の当事国における特許事件に関して弁護士として行動することを許可されている場合において、臨時的にのみ庁を代理するときは、庁の代理行為を許可することができる。

(4) 本法に基づいて又はそれによって実施される規定に別段の定めがある場合を除き、特許代理人又はその権限下で業務を行う者は、業務に関連して知るに至ったすべての情報に関して守秘義務を負う。この義務は、該当する業務が終了した後も、引続き適用される。

第 23c 条

(1) 第 23a 条にいう、試験及び熟練度テストを行うために、試験官委員会を設置する。

(2) 本邦大臣は、協会の委員会の指示に基づき、任期を 2 年として試験官委員会の委員を任命する。本邦大臣は、重要な理由があるときは、その委員を任期満了前に解任することがで

きる。試験官委員会委員の任命及び解任は、第 20 条にいう公報で公告する。

(3) 試験官委員会は、少なくとも 6 人の委員によって構成する。試験官委員会委員の 3 分の 1 は特許代理人、3 分の 1 は庁の職員、及び 3 分の 1 は特許代理人業界の構成員及び庁の職員ではない技術又は法律の専門家とする。試験官委員会委員数の半分を超えない範囲で、将来の特許代理人の教育に関与している教職者とすることもできる。

(4) 試験官委員会は、その委員の中から試験又は熟練度テストの一部を行う委員会を設定することができる。

(5) 試験官委員会は、受験者が(1)にいう試験及び熟練度テストを受けるために登録すべき時期並びにその試験及び熟練度テストを施行する時期及び場所を決定する。試験官委員会は、試験又は熟練度テストの全部又は一部を受ける者がそれに係る金額を納付するまでは、試験又は熟練度テストの全部又は一部を行わせないものとする。

(6) 次の事項に関して、王国評議会一般命令に基づき又はそれにより、細則を定める。

(a) 試験及び熟練度テストを受けることについての許可及び試験又は熟練度テストの全部又は一部を受けようとする者が納付すべき金額

(b) 試験及び熟練度テストによって検査される知識、試験官委員会による試験要件の策定、及び試験又は熟練度テストの施行方法

第 23d 条

(1) 特許代理人協会を設置するものとし、同協会は、第 23a 条にいう登録簿に記入されているもの全員によって構成される。

(2) 協会は、その会員の専門職としての適切な行為及び専門職としての能力を推進する義務を負うものとする。その責務には、特許代理人という職業に係る名誉及び信望を保護することを含める。

(3) 協会は、オランダ憲法第 134 条の意味における公益団体とする。

第 23e 条

(1) 協会の総会は、会員による運営委員会を選定するものとし、同委員会は、協会の日常運営についての責任を負い、また、協会資産に関する管理及び処分の行為をする権原を有するものとする。

(2) 運営委員会委員の任期は 2 年とする。委員は継続的再任を妨げられない。

(3) 協会の運営委員会は、最大 9 名の委員によって構成する。協会の総会は、その会員の中から運営委員会の会長、秘書役及び財務責任者を任命する。

(4) 会長又は秘書役は、法その他において協会を代表する。

第 23f 条

(1) 協会総会は管理委員会を選出するものとし、同委員会は、特許代理人登録簿への記入申請を査定し、特許代理人によるその職業の実施方法を管理し、第 1 審としての懲戒手続を担当する。

(2) 管理委員会委員の任期は 2 年とする。委員は継続再任を妨げられない。

(3) 協会の管理委員会は、5 名の委員及び 5 名の副委員によって構成する。

(4) 管理委員会の委員長は弁護士とし、協会の総会の指示に基づいて本邦大臣が任命する。

総会は、管理委員会の委員の中から管理委員会の秘書役を指名する。

第 23g 条

- (1) 運営委員会の委員職は、管理委員会の委員職又は副委員職と両立しない。
- (2) 運営委員会は、管理委員会の委員又は副委員が次に該当する場合は、その委員又は副委員を解任する。
 - (a) 病気又は虚弱のために、その職責を果たすことが常時不可能であること
 - (b) 特許代理人登録簿から削除されていること
 - (c) 破産が宣告されていること、自然人に対する債務調整手続の適用を受ける旨の宣言がされていること又は財産保全管理下にあること
 - (d) 拘留されていること、又は
 - (e) 確定した司法決定により有罪とされていること、又は当該決定に従い、その自由が剥奪される処置に付されていること

第 23h 条

- (1) 協会の総会は、特許代理人の手續規程及び行動規程を制定する。
- (2) 手續規程は特に次について規定する。
 - (a) 運営委員会及び管理委員会の選定方法
 - (b) 重大な理由による運営委員会委員の解任
 - (c) 協会の会合の開催、及び
 - (d) 協会会員が協会会員職に関して納付すべき協会会員費の額及び会員費納付のための期間
- (3) 総会は、特許代理人による研修生の監督、特許代理人及び研修生の相互の義務、特許代理人事務所外で特許業務を行う研修生の指導員としての特許代理人の、管理委員会による指定に関し、規則を制定する。
- (4) 総会は、会員による職業上の責務の適切な履行に資する規則を制定することができる。当該規則は、次の事項のみを対象とすることができる。
 - (a) 特許代理人の帳簿及び記録が構成され、調製され、保持されるべき方法
 - (b) 特許代理人と他の特許代理人及び他の種類の職業を業とする者との間での協力
 - (c) 特許代理人がその業務に関して使用することができる広告、及び
 - (d) 特許代理人が工業所有権に関する知識及び洞察力を維持すべき義務、並びにそれについての管理委員会の管理
- (5) 規則は、本法に基づいて又はそれによって規制される事項に関する規定を含んではならず、規則の目的とする目標を達成する上で厳密には必要でない義務又は規定を含んではならず、市場の作用を不必要に制限してはならない。規則の規定に係る事項が、本法に基づいて又はそれによって規定されている場合は、それらの規定は法的作用により適用が停止される。

第 23i 条

- (1) 手續規程、特許代理人の行為に関する規定及び規則、並びにそれらについての改正があった場合は、その改正は、承認を得るために、それが採択された後直ちに本邦大臣に送付しなければならない。
- (2) 本邦大臣は、特許代理人の行為に関する規程及び規則、並びに改正があった場合はその

改正についての承認の付与を、それが法又は公共の利益に反する規定を含んでいる場合は、拒絶することができる。

(3) 本邦大臣が承認を与えた後、特許代理人の行為に関する規程及び規則、並びに改正があった場合のその改正は、第 20 条にいう公報に掲載される。それらのものは、掲載する公報の日付後第 2 月の初日から、又はそれら自体がそれより早い期日を規定している場合は、その期日から効力を有する。

(4) 特許代理人は、特許代理人の行為に関する規程及び規則を遵守する義務、並びに協会の会員職に関連して支払が必要である会員費をそれに関して定められた期限内に納付する義務を負う。

第 23j 条

(1) 各年の 10 月 1 日前に、協会総会は、次暦年の予算を採択しなければならない。

(2) 各年の 5 月 1 日前に、協会総会は、本邦大臣に対して会計報告書を発行し、それには、報告書が正確であり、法に従っている旨の宣言書を添付する。当該宣言書は、オランダ民法典第 2 卷第 393 条の意味における会計士によって発出されなければならない。

(3) 各年の 5 月 1 日前に、協会総会は、その業務、遂行する一般方針、並びにその業務の適切性及び有効性、特に前暦年における協会手続の詳細に関する報告書を作成しなければならない。報告書は、本邦大臣に送付されなければならない。

(4) 協会総会は、(2) 及び(3)にいう書類を公衆が閲覧できるようにしなければならない。

第 23k 条

請求があったときは、協会総会、協会の運営委員会、管理委員会及び試験官委員会は、本邦大臣に対し、同大臣が職務上必要とする情報を提供しなければならない。本邦大臣は、その職務の履行上合理的に必要とされる範囲において、業務に係る情報及び書類を検査する権原を有する。

第 23l 条

(1) 協会は、特許代理人に関する事項を討議するため、毎年、少なくとも 1 回会議を開かなければならない。

(2) (1)にいう協会の会議は、出席した協会会員が会議は非公開とするべきことを重大な理由に基づいて決議した場合を除き、公開されるものとする。協会の運営委員会及び管理委員会の会議は、第 23s 条(4)にいう場合を除き、公開されないものとする。

第 23m 条

(1) 特許代理人であって、破産宣告を受けた者、自然人のための債務調整手続に付される旨が宣言された者又は管財人の管理下に置かれている者は、破産、自然人のための債務調整手続又は財産管理の適用を受けている間の紛争に関する審理においては、法の作用により、協会を名乗り又は発言をする権利を停止される。

(2) 特許代理人が、その資格において同人に委ねられた利益を代理することができなくなった場合又は同人が死亡した場合において、未だ交代の手続がとられていないときは、管理委員会の委員長は、同人が必要と考える限りにおいて、該当する事情の下に必要な措置をとる

特許代理人を任命しなければならない。

第 23n 条

(1) 特許代理人が、行為又は無為であつて、特許代理人がその資格によって代理する又は代理すべき当事者の利益に関して遵守すべき注意義務に違反するもの、協会の手続規程若しくは行為規程に違反するもの、又は特許代理人に相応しい行為に違反するものを犯した場合は、その特許代理人を第 23u 条にいう措置の 1 に付すことができ、これは、他の法的規定による責任に影響を及ぼさない。

(2) 特許代理人に相応しい行為に反する行為又は無為は、特に次の者と特許関連事項に関して共同作業をすること、又は当該者を雇用することを含むと考えられる。

(a) (1)にいう行為又は無為を犯しているとの十分に根拠のある理由により、第 23a 条にいう登録簿への記入が拒絶されていることが分かっている者

(b) 協会を名乗る権利を剥奪されている者、又は

(c) 協会を名乗る権限を有していないにも拘らず、常習的に、オランダ又はオランダ領アンチル諸島における代理人として振る舞っている者

第 23o 条

(1) 管理委員会は、理由を付して同委員会に提出された訴状に基づいて、特許代理人に対して生じた異議を処理するものとする。

(2) 協会運営委員会の委員長が、訴状が提出されていない特許代理人又は弁護士に対する異議を知ったときは、委員長はその旨を管理委員会に通知することができ、その場合は、管理委員会はその異議を訴訟として処理し、かつ、運営委員会委員長を原告とみなす。

(3) 管理委員会が、ある弁護士が特許関連事項を処理する中で、弁護士法第 46 条にいう行為をしたことを知ったときは、同委員会は、当該弁護士が法律実務を行っている地区の同法第 22 条にいう管理評議会に対してその旨を通知する。

(4) 管理委員会は、訴訟に係る事件がその提出より 5 年以上前に生じたものである場合は、その訴訟を取り扱わない。

第 23p 条

(1) ある特許代理人に対して異議が提起された場合は、管理委員会秘書役は、提出された訴状の対象である特許代理人に対し、直ちにその旨の通知書を発出する。

(2) 管理委員会委員長は、簡単な調査を行った後、必要な場合は原告及び当該特許代理人を聴聞した後に、当該訴訟が明らかに認容できないものである、明らかに根拠がないものである、又は重要性が不十分であるとの見解を有するときは、理由を付した決定によりその訴訟を直ちに却下することができる。

(3) 管理委員会委員長は、訴訟を友好的に解決することができるとの見解を有するときは、原告及び当該特許代理人を、そのような解決が可能であるか否かを決定するために出頭させるものとする。友好的解決が可能な場合は、その解決は書面に記され、原告、特許代理人及び委員長が署名する。

(4) 委員長は、友好的に解決されなかった訴訟又は却下した訴訟について直ちに管理委員会に通知する。

(5) 委員会秘書役は、委員長の決定の写しを書留郵便により原告、当該特許代理人に送付する。

第 23q 条

(1) 訴訟が管理委員会委員長によって却下された原告は、その決定書が送付された日から 14 日以内に管理委員会に対し、却下に対する異議を提出することができ、原告はその文脈において、同人が不服とする管理委員会委員長の決定事項に関して記述し、かつ、その理由を付さなければならず、また、その異議に関して聴聞を受けることを要求できる。

(2) 管理委員会委員長の決定に対して(1)に従って異議が申し立てられた場合は、管理委員会委員長は、自己に代ってその異議を処理する管理委員会の他の委員を指名する。

(3) 管理委員会委員長の決定は、管理委員会がその異議は認容できない又は根拠がないと宣言した場合を除き、異議の結果として無効とされる。

(4) 管理委員会は、訴訟が明らかに認容できないものである、明らかに根拠がないものである、又は十分な重要性を欠いているとの見解を有する場合は、更に調査をすることなく、ただし、異議を提出した原告に聴聞の機会が与えられる前ではないが、その異議は認容できないものである、又は十分な根拠を欠いている旨の宣言をすることができる。

(5) 異議が認容できないものである又は根拠を欠いているものであると宣言する決定には、その理由が付されなければならない。当該決定に対しては、不服申立をすることができない。管理委員会秘書役は直ちに書留郵便により原告及び当該特許代理人に対し、委員会決定の写しを送付する。

(6) 管理委員会が、異議は十分な根拠があるとの見解を有する場合は、その事件について更に検討が行われる。

第 23r 条

(1) 異議が管理委員会の委員又は代理委員に関するものである場合は、その異議についての処理が行われる間、管理委員会は、その委員又は代理委員の管理委員会に関する職務権を停止する。

(2) オランダ刑事訴訟法典第 512 条から第 519 条までが、管理委員会の委員又は代理委員に関する忌避及び回避に関して準用される。

第 23s 条

(1) 管理委員会は、特許代理人及び原告又は協会運営委員会委員長が聴聞されるか、又は適切に出頭要求をされるまでは、決定をしてはならない。出頭要求書は、その訴訟が第 23p 条(4)に基づいて管理委員会に知らされてから、又は訴訟について第 23q 条(6)に基づいて処理の続行がされてから 8 週間以内、かつ、遅くとも聴聞の 2 週間前に、書留郵便により発出されるものとする。

(2) 特許代理人及び原告又は運営委員会委員長は、弁護士を代理人とする権原を有する。管理委員会秘書役は適宜の方法で、それらの者が事件に関する書類を認識できる機会を与えなければならない。それらの者は、費用を負担して、書類の写し又は抄本を請求することができる。

(3) 管理委員会は、法律家又は代訴人でない者が弁護士として行動することについての許可

を拒絶することができ、その場合は、管理委員会は、その事件を次の聴聞まで延期しなければならない。

(4) 管理委員会は、特許代理人に対する異議を公開して審理する。管理委員会は、重大な理由があるときは、審理の一部又は全部を非公開として行うことができる。

第 23t 条

(1) 管理委員会は、証人及び鑑定人を聴聞することができる。それらの者は書留郵便により、その目的での出頭要求を受けるものとし、また、当該出頭要求に従う義務を負う。

(2) 証人又は鑑定人が出頭要求に従う義務を果たさない場合において、管理委員会からの要求があったときは、公訴官は同人を召喚しなければならない。証人又は鑑定人が召喚に従う義務を果たさない場合は、公訴官は管理委員会の請求に基づき、同人を再度召喚するものとするが、ただし、その出席を確実にするための根拠に従ってそのような要求がされることを条件とする。オランダ刑事訴訟法典第 556 条が準用される。

(3) 管理委員会委員長は、証人に宣誓をさせた上で、聴聞することができる。

(4) 証人は提起された質問に応答する義務を負う。証人は、その責務を、公正にかつその能力の及ぶ限り履行する義務を負う。オランダ刑事訴訟法典第 217 条から第 219 条までが、証人及び鑑定人に関して準用される。

(5) 請求により、証人及び鑑定人は、同人に対する出頭要求書を提示することを条件とし、オランダ民事訴訟事件(手数料)法第 57 条に基づく又はそれによる規定に従い、補償を受けるとする。

第 23u 条

(1) 管理委員会が、特許代理人に対して提起された異議は十分に根拠があるとの見解を有する場合は、同委員会はその特許代理人に次の措置の 1 を課することができる。

(a) 警告

(b) 譴責

(c) 5 年を限度とする、協会を名乗る権利の停止、又は

(d) 協会を名乗る権利の剥奪

(2) (1) (c) の意味における停止は、協会会員としての停止及び特許代理人が適格であるために又は指名を受けるために必要とされる資格に関する地位の喪失をもたらす。

第 23v 条

(1) 管理委員会の決定は、理由が付され、かつ、公表されるものとする。管理委員会は、公開審理における調査が終結してから 6 週間以内にその決定を行う。

(2) 第 23u 条(1) (a) 及び(b) にいう警告又は譴責は、該当する特許代理人が書留郵便によって呼び出される管理委員会の会議において管理委員会委員長により申し渡される。同会議の正式報告書が作成される。管理委員会秘書役は正式報告書の写しを書留郵便によってその特許代理人に送付する。

(3) 第 23u 条の意味での措置が課せられる場合は、管理委員会はその決定が取消不能となり次第、第 20 条にいう公報にそれに関する通知を掲載するよう決定することができる。当該通知は、第 23u 条(1) (c) 又は(d) の措置が課せられる場合は、何れの場合にも掲載されなけ

ればならない。

(4) 管理委員会秘書役は、直ちに、管理委員会の決定書の写しを特許代理人及び適切な場合は原告又は協会運営委員会委員長に、また、その決定において措置が課せられている場合は、庁に、書留郵便により送付しなければならない。決定書の写しは、利用可能な救済方法を表示しなければならない。

(5) 第 23u 条(1)(c)及び(d)にいう措置が課せられた場合は、その決定が取消不能となった後、管理委員会は、書留郵便により、当該特許代理人に措置の発効日を通知する。

第 23w 条

(1) 利害関係人は、管理委員会が下した第 23u 条の意味での決定に関し、第 23v 条(4)にいう書状が送付された日から 30 日以内にハーグ控訴裁判所に控訴することができる。

(2) 控訴は、控訴状によって行われる。控訴裁判所の書記官は直ちに管理委員会、庁、並びに原告及び控訴をしていない場合の特許代理人に通知する。

(3) 控訴裁判所は、当該事件をその全体について新たに処理する。

(4) 第 23s 条及び第 23t 条が控訴に関して準用される。

(5) 控訴裁判所は、控訴は認容できない、又は如何なる措置も課すべき理由がないと決定する場合を除き、第 23u 条の意味での処分を課する。

(6) 第 23v 条が控訴裁判所の判決に関して準用されるものとするが、その場合は、「管理委員会」は「控訴裁判所」を意味するものとみなし、「管理委員会委員長」は「控訴裁判所副長官」を意味するものとみなし、「管理委員会秘書役」は「控訴裁判所書記官」とみなす旨が了解されるものとする。

(7) 控訴裁判所が下す判決に対しては、上訴することができない。

第 23x 条

(1) 管理委員会により第 23u 条の意味での決定が下された当事者及び控訴裁判所により第 23w 条(5)の意味での決定が下された当事者は、決定が下されたときには明らかでなかった事情を理由とし、その事情が知られていたならば異なる決定がされた筈である旨の強い疑義がある場合は、決定の変更を請求することができる。

(2) 第 23u 条(1)(d)の意味での措置を課す旨の決定が下された当事者は、決定が確定してから 5 年後にその決定が修正されるよう要求することができる。

(3) (1)にいう変更及び(2)にいう修正に関しては、ハーグ控訴裁判所が管轄権を有する。それらの手続の結果、一層重い措置が課せられることはない。第 23s 条、第 23t 条及び第 23w 条(2)から(7)までが、上記の変更及び修正に関して準用される。

第 23y 条

(1) 利害関係人は、第 23c 条(5)の決定に関し、同人が試験又は熟練度テストを受けることを許可しない旨の決定に関し、及び試験又は熟練度テストの評価に関し、異議を申し立てることができる。

(2) 利害関係人は、第 23h 条(3)の意味における研修生の指導員としての特許代理人の任命に関し異議を申し立てることができる。

(3) オランダ行政法通則法第 6 章及び第 7 章が、(1)又は(2)にいう異議に関して準用される。

(4) 保佐人は、第 23m 条(1)にいう停止を解除するよう管理委員会に申請することができる。第 23s 条、第 23t 条及び第 23v 条(1)が、停止解除の申請に関して準用される。管理委員会が停止を解除した場合は、書記官は直ちに、管理委員会の決定書の写しを保佐人、利害関係人及び庁に送付しなければならない。

(5) 利害関係人は、(1)若しくは(2)の意味での異議に関する決定に関し、又は(4)の意味での申請に関する決定に関し、ハーグ控訴裁判所に控訴することができる。

(6) 第 23s 条、第 23t 条、第 23v 条(1)及び、(5)を除く第 23w 条が控訴に関して準用される。

第 23z 条

本邦大臣は、協会機能の有効性及び効率に関し、本法第 2 章第 1a 節の発効後 5 年以内に、かつ、その後の 4 年ごとにオランダ国会に報告書を提出しなければならない。

第 2 節 付与

第 24 条

(1) 特許出願は、庁に対して書面によってしなければならない。かつ、次の条件を満たしてなければならない。

(a) 出願人の名称及び宛先を含むこと

(b) 発明者の名称及び居所を含むこと。ただし、願書に添付された申立書により、発明者がその特許に係る発明者として記録されることを望んでいないことが明らかな場合を除く。

(c) 特許が付与されるべき旨の請求を含むこと

(d) 発明の主題について簡潔な表示を含むこと

(e) 発明の明細書を添付すること。明細書には、その末尾に 1 又は複数のクレームを置き、排他権を求めている主題についての説明を含めなければならない。及び

(f) 明細書の要約を添付すること

(2) 要約は、技術情報源としてのみ用いるものとし、特に、請求されている保護の範囲を解釈するために又は第 4 条(3)若しくは第 75 条(2)を適用するためには用いることができない。

(3) 願書その他の書類はオランダ語又は英語によるものとするが、ただし、クレームはその例外とし、オランダ語によらなければならない。

(4) 願書、発明の明細書、図面及び要約はまた、行政命令によって定められる他の方式規則に従ってなければならない。

(5) 王国評議会一般命令に基づいて又はそれによって定められた料率による金額が納付されたことを確認する証明書を出願と共に提出しなければならない。

第 25 条

(1) 発明の明細書は、明確かつ完全でなければならない。また、専門家がその説明に基づいて発明を理解することができ、かつ、実施することができるように表現されていなければならない。定義に関して末尾にある 1 又は複数のクレームにおいて提供される詳細は、正確でなければならない。必要な場合は、明細書にはそれに対応する図面を添付しなければならない。

(2) 発明が生物学的材料に係るものであり、その材料を公衆が入手することができず、かつ、発明の定義において、専門家がそれに基づいて発明を実施できるように説明することができ

ない場合、又は発明がそのような生物学的材料の使用を伴う場合は、明細書は、生物学的材料が王国評議会一般命令に基づいて又はそれによって寄託先として定められている機関に出願日前に寄託されている場合に限り、十分であるとみなされる。

(3) 発明が遺伝子の配列又は部分配列に係るものである場合は、明細書は、その配列又は部分配列の機能及び産業上の利用についての具体的説明を含んでいなければならない。配列又は部分配列がたんぱく質又は部分たんぱく質の生産のために使用されるものである場合は、産業上の利用可能性の説明は、生産されるたんぱく質又は部分たんぱく質の詳細及びその機能を含んでいなければならない。

(4) 王国評議会一般命令により、次の事項に関する規則を定めることができる。

(a) 寄託される生物学的材料の特性及び特定に関して出願書類に含めるべき情報

(b) 寄託される生物学的材料についての入手及び利用の可能性

第 26 条 (1998 年 11 月 20 日削除)

第 27 条

個々の特許出願は 1 の発明又は単一の包括的発明概念を形成するように連関している 1 群の発明に関するものでなくてはならない。この点に関しては、王国評議会一般命令によって細則を定めることができる。

第 28 条

(1) 出願人は、先に提出した出願を、その内容の一部について別異の出願をすることにより分割することができる。第 30 条(1)、第 31 条(3)及び第 32 条(2)が適用される場合を除き、当該出願は、原出願の出願日に出願されたものとみなす。

(2) 出願人は、同人が既に提出している出願に含まれる明細書、クレーム及び図面を補正することができる。

(3) 分割出願又は補正出願の主題は、原出願の内容に含まれているものでなければならない。

(4) 分割又は補正は、それに係る特許出願が第 31 条(1)又は(2)に従って特許登録簿に記入されるべき時まで行うことができ、それに関しては、分割又は補正に関して第 34 条(4)にいう通知が送付されてから最低 2 月の期間が適用されることが了解される。出願人からの請求があったときは、庁はその期間を、第 34 条(4)にいう通告が送付されてから 4 月までに延長することができる。

第 29 条

(1) 出願日は、次のものが提出された日であるとみなす。

(a) 特許が付与されるべき旨の請求

(b) 出願人を特定する明細、及び

(c) 発明の明細書及び 1 又は複数のクレーム。それらが第 24 条に基づいて又はそれによって定められた規定に従っていない場合を含む。

(2) 庁は、(1)にいう日付を記録し、かつ、出願番号を割当て、また、速やかにそれに関して出願人に通知する。

(3) 庁は、提出された書類が(1)の要件を満たしていないとの見解を有する場合は、(1)にい

う日付を記録することを拒絶する。庁は、その決定を速やかに出願人に通知する。

第 30 条

(1) 第 24 条に基づいて及びそれによって定められている規定が遵守されていない場合は、庁は、第 29 条(1)にいう出願日から 1 月以内又は分割出願の場合は分割出願がされた日から 1 月以内に、書面をもって、遵守されていない規定を指摘し、出願人にその旨を通知する。

(2) 不備が(1)にいう通知の発送後 3 月以内に是正されないか、又は出願人がその時期より前に不備を是正することを望まない旨の通知をしたときは、庁は、その出願を処理しない旨を決定する。庁は、その決定を速やかに出願人に通知する。

第 31 条

(1) 庁は、次の日から 18 月が満了した後速やかに、特許出願を特許登録簿に記入する。

(a) 第 29 条(1)にいう出願日、又は

(b) 1 又は複数の優先権を主張している出願に関するものである場合は、その最先の優先日

(2) 出願人から書面による請求があったときは、登録は前記の時期より前に行われるものとする。

(3) 第 28 条にいう分割出願は、その出願後速やかに、ただし、何れの場合にも、原出願の登録前でない日に登録される。

第 32 条

(1) 次の日から 13 月以内に、出願人は、庁に対し、特許付与前にその特許出願の主題に関して技術水準の調査をするよう請求しなければならない。

(a) 第 29 条(1)にいう出願日、又は

(b) 出願について 1 又は複数の優先権が主張されている場合は、最先の優先日

王国評議会一般命令に基づいて又はそれによって定められた料率による手数料は、庁に提出される請求と共に納付されなければならない。庁が前記金額を受領するまでは、その請求は処理されない。

(2) 第 28 条に規定されている分割出願が関与している場合は、(1)にいう請求は、(1)にいう出願日若しくは原出願の優先日から 13 月以内、又は分割出願の出願日から 2 月以内(ただし、この時期の到来の方が遅い場合)にしなければならない。

(3) 出願人が(1)にいう調査の請求をしない場合、又は庁が(1)にいう金額を適時に受領しない場合は、庁は、その出願を処理しない旨を決定する。庁は、速やかにその決定を出願人に通知するものとする。

第 33 条 (2008 年 6 月 5 日削除)

第 34 条

(1) 第 32 条(1)に規定されている技術水準調査は、庁が、必要な場合は欧州特許条約にいう欧州特許庁の援助を受けて行う。

(2) 出願人からの請求があったときは、庁は、その出願を特許協力条約第 15 条(5)(a)に規定されている国際調査に付する。当該調査は、第 32 条(1)にいう技術水準調査とみなされる。

(3) 調査の結果、提出された出願が第 27 条に基づいて又はそれによって定められている規定を遵守していないと思われる場合は、調査は、第 27 条にいう発明又は 1 群の発明に係わる出願の要素であって、クレームとして最初に記載されているものに関して行う。

(4) 庁は、技術水準調査の結果を書面で出願人に通知する。

(5) (3)の規定が適用される場合は、庁は、(4)に定められている通知において、調査が行われた発明又は 1 群の発明を指定し、それがその該当事例であることを指摘する。

第 35 条

(1) 庁が出願の明瞭性の欠如のために技術水準の調査をすることができないとの見解を有する場合は、庁は、速やかに理由を付した書面による通知により出願人にその旨を知らせる。

(2) (1)にいう通知の発送後 2 月以内に不備が是正されない場合、又は出願人がその時期より前に不備を是正することを望まない旨を知らせたときは、庁は、その出願を処理しない旨を決定する。庁は、その決定を速やかに出願人に知らせる。

第 36 条

(1) 庁は、特許出願が特許登録簿に記入され次第、特許を付与するものとするが、ただし、第 34 条(4)にいう通知の発送から 2 月、又は第 28 条(4)第 2 文が適用されるときは 4 月より前には行わない。庁は、この事実を特許登録簿に記録する。出願人からの請求があったときは、庁は、第 34 条(4)にいう技術水準調査の結果を発送した後の、前記より早い日に特許を付与する。

(2) 特許は、出願された又は第 28 条又は第 30 条(2)に従って補正された態様での願書に日付を付した注記を記録することによって付与される。

(3) 庁は、特許明細書により、出願の一部を構成する明細書及び図面を公告し、また、当該特許明細書の認証謄本を出願人に提供する。

(4) 第 34 条(3)が適用される場合は、特許は、第 27 条にいう 1 の発明又は 1 群の発明であって、クレームとして最初に記載されているもののみを対象とする。

(5) 技術水準調査報告は、特許明細書に添付される。

(6) 本条によって付与される特許は、存続期間満了前の消滅、権利放棄又は裁判所による無効の場合を除き、第 29 条(1)に規定されている出願日から 20 年が満了する日まで効力を有する。

第 37 条 (2008 年 6 月 5 日削除)

第 38 条

(1) 何人も、特許出願又はそれに対して付与された特許に関し、書面により庁に情報提供することができる。情報が出願人又は特許所有者自身によって提供されたものでない場合は、庁は、その情報を出願人又は特許所有者に回付する。

(2) 第 24 条(1)(b)にいう発明者の名称表示が誤っている場合、又は発明者でない者が、発明者は特許に発明者として表示されることを望んでいない旨の申立をする場合は、出願人及び発明者は、王国評議会一般命令によって定められる金額を納付し、庁に対し書面をもって、特許についての必要な訂正を行うように共同で請求することができる。該当する場合は、請

求書には、誤って発明者として指定された者の同意書を添付しなければならない。

第 39 条

- (1) 特許登録簿に記入された特許出願の取下は、特許登録簿に記入された書類によって示されている出願に関して提起された法的手続について終局かつ取消不能の決定がされていない限り、第三者に対して如何なる効果も有さない。
- (2) (1)にいう法的手続における終局かつ取消不能の決定によって、出願人でない者が特許を受ける権原を有するか又は特許を受ける共同の権利を有する場合は、取下は生じなかったものとみなす。
- (3) 庁は取下を特許登録簿に記録する。

第 3 節 特許出願の内容に関する秘密保持

第 40 条

- (1) 庁は、何れかの特許出願の内容に関して秘密を保持することが王国又はその同盟国の防衛上の利益に資するとの見解を有するときは、速やかに、ただし、その出願がされた日から 3 月以内に、出願人にその旨を通知する。本邦防衛大臣は、庁に対し、当該利益との関連の有無について指示を出すことができる。
- (2) (1)にいう通知の送付と同時に、庁は、本邦の前記大臣に対し、その判断の写し並びにその出願に係わる明細書及び図面を送付する。
- (3) (1)が適用される場合は、特許登録簿への出願の記入は停止される。

第 41 条

- (1) 第 40 条にいう特許出願の出願日から 8 月以内に、本邦防衛大臣は、その出願の内容が王国及びその同盟国の防衛のために秘密保持されるべきか否かについて決定する。同大臣はその決定を庁に通告する。
- (2) 出願の内容を秘密にしておかなければならない旨の決定は、その出願を当該決定の通告日から 3 年の間、特許登録簿に記入することを停止する効力を有する。
- (3) 停止は、次の場合は終了する。
 - (a) 本邦の前記大臣が、その出願を秘密にしておく必要がない旨を決定すること、又は
 - (b) (1)にいう期間内に決定が行われなかったこと
- (4) 本邦の前記大臣は、停止期間をその満了前 6 月以内に 1 回につき 3 年間、延長することができる。同大臣はその決定を庁に通告する。
- (5) 本邦の前記大臣は、出願内容について秘密扱いを継続する必要がない旨を決定することができる。当該決定は停止を解除する。
- (6) 庁は(1)、(3)、(4)又は(5)に従った決定があったときは、それを遅滞なく出願人に通知する。庁はまた、(3)又は(5)にいう決定がされなかった場合にも、遅滞なく出願人に通知する。
- (7) 前記の停止が解除されていない場合において本邦の前記大臣からの請求があったときは、庁は本邦の前記大臣に、庁と出願人の間で交換された関連書類の写しを送付する。
- (8) 停止が解除された場合であっても、それに係る出願は、出願人が別段の請求をした場合

を除き、3月が経過するまでは特許登録簿に記入されない。

第42条

(1) 特許出願について第40条、第41条又は第46条の適用を受けることになった者は、他人の請求を条件として、それらの条項の実施によって受けた損害に対して国による補償を受けるものとする。

(2) 補償の金額は、停止措置の解除後に決定される。ただし、第41条(4)により停止期間が延長された場合において出願人からの請求があったときは、補償の額は分割して、すなわち、最初の延長の開始前の期間に関する第1回分、連続した2回の延長の間の期間に関する第2回分、及び最終の延長の開始から停止措置の解除に至る間の期間に関する最終回分に分けて決定される。その金額は、該当する期間が満了したときに決定される。

(3) 補償金額は、可能な場合は、本邦防衛大臣と出願人との間の協議によって決定される。補償対象期間の終了後6月以内に合意に至らなかった場合は、第58条(6)第1文が準用される。

第43条

(1) 出願人が特許出願の内容を他の国の防衛のために秘密扱いとするよう請求する場合、又は当該他国の政府がそのような請求を行った場合は、出願人が書面により、本条の施行によって受ける可能性がある損害に対する如何なる補償も放棄する旨の陳述をすることを条件として、庁は、遅滞なく、当該請求及び出願に係わる明細書及び図面の写し、更に前記権利放棄書の写しを本邦防衛大臣に送付する。この場合は、登録簿へのその出願の記入は停止される。権利放棄がない場合は、庁は、遅滞なく、本邦の前記大臣にそれについて通告する。

(2) 請求の提出から3月以内に、本邦の前記大臣は、出願の内容は関係する外国の防衛のために秘密にされるべき旨の決定をすることができるが、ただし、同大臣が、出願人に対し当該外国によって秘密保持義務が課せられていること、及び出願人が当該国政府によって秘密保持を条件として、出願をする許可を与えられていることを確認していることを条件とする。

(3) (2)の意味での決定は、特許登録簿への出願の記入を、本邦の前記大臣がその出願内容について秘密扱いを継続しておく必要がないと決定するまでは、停止させる結果をもたらす。

(2)にいう期間内に決定が下されなかった場合は、停止措置は終了する。

(4) 第41条(7)及び(8)は、(1)にいう出願に関して準用される。

第44条

(1) 本邦防衛大臣は、第40条、第41条又は第43条が適用されている特許出願の主題を国が使用し若しくは実施し、又は他人に使用させ若しくは実施させることが王国の防衛上の利益になるとの見解を有する場合は、当該決定について通告した後、その趣旨での措置をとることができる。その決定は、国が履行し又は履行させることが可能でなければならぬ行為についての詳細な記述を含んでいなければならない。

(2) 国は、出願の主題の(1)に従った使用又は実施に関して出願人に補償しなければならない。

(3) その補償の金額は、可能な場合は、本邦の前記大臣と出願人との間の協議によって定められる。(1)にいう通告の日から6月以内に合意に至らない場合は、第58条(6)第1文が準

用される。

第 45 条

国自体が特許出願の保有者であり、かつ、本邦防衛大臣が、王国又はその同盟国の防衛のためにその内容を秘密にしておかなければならない旨を庁に通告した場合は、その出願の特許登録簿への記入は、本邦の前記大臣がその出願の内容について秘密扱いを継続する必要がない旨を庁に通告するときまで停止される。

第 46 条

- (1) 出願人がその内容は王国又はその同盟国の防衛のために秘密にしておくべきものであることを知っているか又は合理的に知っているべきである欧州特許出願は、庁に対してされなければならない。
- (2) 庁は、その出願に係わる明細書及び図面の写しを直ちに本邦防衛大臣に送付しなければならない。
- (3) 欧州特許出願が欧州特許庁に送付されるべき時期より少なくとも 3 週間前に、本邦の前記大臣は、その出願の内容が王国又はその同盟国の防衛のために秘密にしておかれるべきか否かを庁に通告する。
- (4) (3) に従った通告が否定的なものであるか又は通告がされなかった場合は、庁は、その欧州特許出願を欧州特許条約にいう欧州特許庁に対し、同条約に定められている期限を適切に遵守して送付しなければならない。
- (5) 庁は、出願人に対し、(3) による通告があったときはその通告を、又はそれがなかったことを遅滞なく知らせる。

第 4 節 欧州特許出願の変更

第 47 条

欧州特許条約第 80 条の規定を遵守しており、かつ、同条約第 77 条(3)に基づいて取り下げられたものとみなされる欧州特許出願であって、王国での特許出願への正規の変更請求の付属文書として庁によって受領されたもの(以下「変更出願」という)は、庁に宛て、かつ、庁に対して行われた第 24 条にいう特許出願であるとみなされる。変更請求は、それが欧州特許条約第 VIII 部第 I 章の規定を適切に遵守して作成され、適時に庁宛に発送されたときは、正規であるとみなされる。

第 48 条

- (1) 変更出願には、庁によって受領された日付と共に連続番号が記載される。庁はこれについて速やかにその出願人に通知する。
- (2) 変更出願に関して第 24 条(5)に示される納付の証明は、(1)にいう出願日から 3 月の期間内に提出しなければならない。欧州特許出願がオランダ語で提出されていなかった場合は、その出願に関する原書類のオランダ語翻訳文を前記と同一期間内に提出しなければならない。この翻訳文は、変更出願の一部を構成する。翻訳文は、庁からの請求があったときは、庁によって定められた期限内に認証されなければならない。本項の規定が適時に遵守されなかつ

た場合は、庁は、出願人に対して、庁が定める期間内にその不備を是正する機会を 1 度与えなければならない。出願人がその不備を期限内に是正しなかった場合は、庁はその出願を処理しない旨の決定をする。庁は、速やかにその決定を出願人に通告する。

(3) 第 24 条に基づいて又はそれによって定められた方式要件は、それらが欧州特許条約に基づいて又はそれによって定められた規定と異なっているか又はそれへの追加である場合は、その範囲においては変更出願に適用されない。そのような場合は、後者の規定が適用される。

(4) 出願人が(2)の規定を遵守し次第、庁は、その出願が第 24 条に基づいて又はそれによって定められた規定、又は該当する場合は(3)にいう欧州特許条約の規定に従っているか否かを決定する。前記規定に従っていない場合、又はその発明を公開することが公の秩序又は善良の風俗に反することになる場合は、庁は、書面をもって速やかに、遵守されていない要件を述べて、その旨を出願人に通知する。第 30 条(2)が準用される。

(5) 変更出願に関する第 31 条(1)、第 36 条(6)及び第 61 条(1)の適用上、「第 29 条(1)にいう出願日」は、「欧州特許条約第 61 条又は第 76 条を遵守して、同条約第 80 条に従ってその出願がされた日」を意味するものとみなす。第 32 条(1)及び(2)の規定に拘らず、変更特許出願又はそれから分割された出願の主題に関し特許付与前に技術水準の調査を求める請求は、第 48 条(1)に従って変更出願に記載されている日から 2 月以内、又は分割出願がされてから 2 月以内に提出することができる。

(6) 第 31 条にいう特許登録簿への記入は、(4)の要件が満たされていること、又は不備が是正されていることが確認されるまでは行われない。

第3章 欧州特許に関する規定

第49条

(1) 欧州特許は、欧州特許条約第97条(3)に従って付与の通告が公告された日から、本法の規定を適切に遵守することにより、本法第36条に基づいて付与された特許と同一の法的効果を有し、かつ、同一の法的規定の適用を受ける。

(2) 期限前消滅又は裁判所による無効の場合を除き、欧州特許は、欧州特許条約第61条又は第76条に従い、同条約第80条により当該欧州特許をもたらした欧州特許出願の出願日から20年間効力を有する。

(3) 第55条(1)、第57条(4)及び第77条(1)の規定を欧州特許に関して適用する上で、出願日は、欧州特許条約第61条又は第76条に従い、同条約第80条により欧州特許の付与をもたらした欧州特許出願の出願日であるとみなす。

第50条

(1) 欧州特許が全部又は一部について取消されたか又は制限された場合は、その欧州特許は全部又は一部について、第53条、第53a条、第72条及び第73条にいう法的効果を初めから有していなかったものとみなす。

(2) 取消の遡及効は、次のものには及ばない。

(a) 差止命令による救済以外の判決であって、第53条及び第53a条にいう特許所有者の排他権と抵触する行為又は第72条及び第73条にいう行為に関するものであり、その取消前に確定して既判力を獲得しており、かつ、執行されたもの、又は

(b) 取消前に締結された合意であって、取消前に実行されたもの。ただし、事情によって正当化される場合は、衡平の原則により、当該合意に基づいて行われた支払に関する返済を要求することができる。

(3) (2)(b)の適用上、合意の締結は、第56条(2)、第59条又は第60条に定める他の方法によるライセンスの成立を含んでいるとみなす。

第51条

(1) 庁は、欧州特許が付与された旨の通告に関する、欧州特許条約第97条(3)に従った公告を直ちに特許登録簿に記入する。

(2) 庁は、欧州特許に関する異議申立手続、制限手続又は取消手続についての通知があった場合は、直ちにその通知を、手続が生じた日及び当該手続に関する欧州特許庁の決定を表示して、特許登録簿に記入する。

第52条

(1) 欧州特許を英語以外の言語によって付与された者は、王国評議会一般命令によって定められた期間内に、欧州特許庁が特許を付与する旨を決定した際の本文のオランダ語又は英語の翻訳文を庁に提供しなければならない。更に、欧州特許を付与された者は、王国評議会一般命令によって定められる期間内に、付与された特許に関するクレームのオランダ語翻訳文を庁に提供しなければならない。翻訳文を提出するときは、手数料の納付を必要とし、その金額及び納付期間は、王国評議会一般命令によって定められる。

(2) (1)にいう翻訳文は、行政規則によって定められた方式要件に適合していなければならない。(1)にいう期間内に受領した場合において方式要件が満たされていないときは、庁は特許所有者に対し、満たされていない要件及び発見した不備を是正することができる期間を記載して、遅滞なくその旨を通知する。

(3) 庁は、(1)にいう翻訳文を受領した後直ちに、それを特許登録簿に適切な方式で注記する。

(4) 次の場合は、欧州特許は初めから第 49 条にいう法的効果を有していなかったものとみなす。

(a) (1)にいう期限内に、(1)にいう翻訳文が庁によって受領されなかったか、又は同項によってその義務が生ずる手数料が納付されなかった場合、又は

(b) (2)にいう期限内に、所定の要件が満たされなかった場合

(5) (4)にいう事態が生じた場合は、庁は、直ちにその事実を特許登録簿に記録する。

(6) 欧州特許が異議申立手続又は制限手続において補正された場合は、(1)から(5)までが準用される。

(7) 特許所有者は、いつでも、庁に対し訂正した翻訳文を提供することができるが、それについては王国評議会一般命令によって定められる金額での手数料を納付しなければならない。

(1)第 2 文並びに(2)及び(3)が適用される。

(8) 第 51 条(1)にいう記入が特許登録簿において行われた時から、欧州特許に関する書類であって、庁が受領したか又は特許所有者若しくは本法の規定の関連内での第三者に送付したすべてのものは、無償で公衆の閲覧に供される。庁は、これらのすべての書類に関する通知を第 20 条にいう公報において速やかに公告するものとするが、ただし、その時期は第 1 文にいう時期より前とはしない。

(9) (1)又は(7)にいう翻訳文において、欧州特許出願又は欧州特許の保護の範囲が、当該事件の言語によるその出願又は特許によって提供されている保護より制限されている場合は、第 75 条が適用される場合を除き、その翻訳文は真正の本文であるとみなされる。

(10) 欧州特許の所有者が、特許を侵害していると主張されている者に対し、自己の特許の侵害に関して書面によって通告した場合において、侵害していると主張されている者からの要求があったときは、特許所有者は特許の本文をオランダ語に翻訳させ、翻訳された本文をその要求者に提供しなければならない。

(11) 翻訳に関する費用は、特許所有者が支払うものとする。

第4章 特許の法的効力

第1節 特許所有者の権利及び義務

第53条

(1) 第54条から第60条までの規定に従うことを条件として、特許は、その所有者に次の事項に関する排他権を付与する。

(a) 特許製品を製造し、使用し、市場に出し若しくは転売し、賃貸し若しくは引渡し、又は自己の事業において若しくは自己の事業のために、それ以外の方法で特許製品の取引をし、又はそれらの何れかの目的のために特許製品を提供し、輸入し若しくは保管すること

(b) 自己の事業において又は自己の事業のために特許方法を使用し、若しくは特許方法の使用の結果として直接に取得された製品を使用し、市場に出し若しくは転売し、賃貸し若しくは引渡し、又は自己の事業において若しくは自己の事業のためにそれ以外の方法でその製品の取引をし、又はそれらの何れかの目的のためにその製品を提供し、輸入し若しくは保管すること

(2) 排他権は、それに係る特許明細書に記載されているクレームの内容によって決定され、その関連において、明細書及び図面がそれらのクレームの解釈に使用される。

(3) 排他権は、特許を受けた主題に関する研究の目的のみでされる行為には及ばないものとし、その主題には特許方法を使用した結果として直接に取得される製品を含む。

(4) 人間用医薬品に関する共同体法典についての指令 2001/83/EC (EC 公報 L311) 第10条(1)から(4)まで、又は獣医用医薬品に関する共同体法典についての指令 2001/82/EC (EC 公報 L311) 第13条(1)から(5)までの適用に関して必要な研究、試験及び実験の遂行、及びその後の実務的必要事項は、それぞれ、人間用医薬品又は獣医用医薬品に関する特許の侵害を構成するものとはみなされない。

(5) (1)(a)又は(b)にいう製品が、オランダ若しくはオランダ領アンチル諸島、又は欧州連合加盟国の1、又は欧州経済地域に関する協定の当事国であるそれ以外の国において、特許所有者によって又はその同意を得て合法的に市場に出された場合は、その製品を取得するか又は後で保有する者は、その製品を使用し、販売し、賃貸し若しくは引渡しをすること、又は自己の事業において若しくは自己の事業のためにその製品をそれ以外の方法で取引すること、又はそれらの何れかの目的のためにその製品を提供し、輸入し若しくは保管することによっては、その特許を侵害したとはみなされない。

(6) (1)(a)又は(b)の意味での製品であって、特許の付与前、又は欧州特許に関する場合は欧州特許条約第97条(3)に従って欧州特許が付与された旨の公告の日前に、業として製造されたものは、特許に拘らず、その事業のために引き続き使用することができる。

第53a条

(1) 発明の結果として一定の特性を獲得している生物学的材料についての特許に関しては、排他権は、当該材料から繁殖又は増殖の方法によって同一又は別異の形態で生産され、かつ、同一特性を有する生物学的材料にも及ぶものとする。

(2) 発明の結果として一定の特性を獲得している生物学的材料を生産するための方法についての特許に関しては、排他権は、その方法によって直接に生産される生物学的材料、及び当

該材料から増殖又は繁殖に方法によって同一又は別異の形態で生産され、かつ、同一特性を有する他の生物学的材料にも及ぶものとする。

(3) 遺伝子情報によって構成され又はそれを含む製品に係る特許に関しては、第 3 条(1)(b)の規定を害することなく、排他権は、その製品が組み込まれており、その遺伝子情報が含まれており、また、その機能を果たす生物学的材料にも及ぶものとする。

第 53b 条

排他権は、オランダ若しくはオランダ領アンチル諸島、又は欧州連合加盟国の 1、又は欧州経済地域に関する協定の当事国であるそれ以外の国において、特許所有者によって又はその同意を得て合法的に市場に出された生物学的材料の繁殖又は増殖によって取得された生物学的材料については、その繁殖又は増殖が、その生物学的材料を市場に出す理由となった用途から生じるものである場合は及ばないものとするが、ただし、派生した材料が他の繁殖又は増殖のためにその後使用されないことを条件とする。

第 53c 条

(1) 第 53 条及び第 53a 条の規定に拘らず、農業者に対し農業上の利用を目的として、特許所有者によって又はその同意を得て行われる植物繁殖材料の販売又は植物繁殖材料を市場に出すためのそれ以外の形態は、農業者がその収穫物である生産物をその事業において更なる繁殖又は増殖のために使用する権利を含意するが、ただし、共同体植物品種権に関する 1994 年 6 月 27 日の欧州連合理事会規則(EC)No. 2100/94(EC 公報 L227)に基づいて又はそれによって定められる規定を適切に遵守することを条件とする。

(2) 第 53 条及び第 53a 条の規定に拘らず、特許所有者によって又はその同意を得て行われる、農業者に対する繁殖用家畜の販売又は繁殖用家畜を市場に出すためのそれ以外の形態は、農業者が特許によって保護されている家畜を農業目的で使用する権利を含意する。

(3) (2)の意味における農業目的での使用は、何れの場合にも、動物又は動物繁殖材料を農業者の事業において利用可能とすることを含むものとするが、ただし業としての家畜繁殖に関連して又はその目的で販売することは含まない。

(4) 本邦大臣又は本邦の農業、自然及び食料品質担当大臣は(2)又は(3)にいう権利に関し、王国評議会一般命令によって細則を定めることができる。

第 54 条

特許所有者の排他権は、次のものには及ばない。

(a) 他国の船舶が一時的に又は偶発的にオランダ又はオランダ領アンチル諸島の領水に入った場合において、その船舶の船体又は機械、索具、巻上げ機及びその他の附属物において特許の主題事項を使用すること。ただし、その使用が専らその船舶の実際の必要のために行われることを条件とする。

(b) 他国に属する航空機又は車両が一時的に又は偶発的にオランダ又はオランダ領アンチル諸島に入った場合において、当該航空機若しくは車両、又は当該航空機若しくは車両の附属物の構造若しくは操作に関して特許発明の主題事項を使用すること

(c) 1944 年 12 月 7 日の国際民間航空に関するシカゴ条約(オランダ法律法令公報 1947, H165)第 27 条に示される行為。ただし、それらの行為が王国又はアルーバ島以外の、同条

(c)に基づいて記載されている国の航空機に係わるものであることを条件とする。

第 55 条

(1) 何人かが、他人が行った特許出願の主題を、その出願日に、又はその出願人が第 9 条(1)若しくは欧州特許条約第 87 条に基づく優先権を有する場合は優先権出願の出願日に、オランダ又はオランダ領アンチル諸島において、自己の事業において又はその事業のために、既に製造し若しくは利用しており、又はそれを製造若しくは利用する同人の意図の履行を開始している場合は、当該人は、その特許に拘らず、第 53 条(1)にいう行為を継続する権利、すなわち、先使用に基づく権利を有する。ただし、同人の知識が、出願人が既に製造若しくは利用している事項、又は出願人の明細書、図面若しくはひな形から取得されているときは、この限りでない。

(2) (1)は、オランダ又はオランダ領アンチル諸島に隣接しており、王国が主権を有している大陸棚の部分に関して準用されるが、ただし、そのような行為が天然資源の探査又は回収に関連しており、かつ、天然資源の探査又は回収の間に行われる範囲のみに限定される。

(3) 何人かが、他人に付与された特許に係る主題を、第 52 条(7)の意味での訂正された翻訳文についての通告が特許登録簿に記入される前に、自己の事業において又はその事業のために誠実に既に製造若しくは利用しており、又はそれを製造若しくは利用する同人の意図の履行を開始しているときは、その特許に拘らず、当該人は引続き、第 53 条(1)にいう行為を履行する権利を有する。ただし、当該行為が特許所有者の排他権を侵害しないことを条件とし、その権利はこの場合は、先の欠陥のあるオランダ語翻訳文に含まれていた特許明細書のクレーム、その解釈のために使用される明細書及び図面の内容によって決定される。

(4) (1)及び(3)にいう権利は、その事業と共にする場合に限り、第三者に譲渡することができる。

第 56 条

(1) 特許所有者でない者に対して第 53 条により禁止されている行為を履行する権利は、ライセンスによって特許所有者から獲得することができる。その権利は、前条にいうすべての行為に及び、かつ、それに係る特許が効力を有する限り存続する。ただし、ライセンスによってそれより狭い範囲の権利が付与されているときは、この限りでない。

(2) ライセンスは、合意により、承認された遺言による処分により、又は第 57 条及び第 58 条に従って、本邦大臣によって行われた決定により若しくは確定し、かつ、既判力を得た裁判所判決により成立する。合意又は承認された遺言による処分によって成立したライセンスは、その権原が特許登録簿に記入された後、第三者に対して効力を生ずる。前記の記入をするためには、王国評議会一般命令によって定められた手数料を納付しなければならない。

(3) 第 75 条(8)又は第 78 条(4)に従って、ライセンスに係る料金を受領する権利が他人に移転した場合は、その権原承継人は、ライセンスに対して支払われた又は支払われるべき総額の内、通常の状態ではそのライセンスが効力を有している期間に対応するものを取得する権原を有する。実施権者によってその後に支払われるべき金額が、同人が支払うべき金額を承継人に提供するのに不十分である場合は、承継人は、前権利者にその不足についての補償を求めることができる。

第 57 条

(1) 本邦大臣が公共の利益に資すると判断する場合は、同大臣は、自らその関連する内容を正確に示すことを条件として、特許に基づくライセンスを自らが指定する者に付与することができる。事件の緊急性と両立しない場合を除き、本邦大臣は、その決定をする前に、それに係る特許の所有者が自発的に、かつ、適切な条件でライセンスを付与する用意があるか否かを確認しなければならない。その目的で、本邦大臣は特許所有者に対し、当該事件に関する意見を書面により、また、同人が希望するときは、口頭でも表明する機会を与えなければならない。特許所有者及び実施権者は、その決定について通告が与えられる。本邦大臣は、その決定において実施権者に対し、一定期間内に担保を提供する義務を課することができる。異議申立及び審判請求の提出は、本邦大臣の決定が事件の緊急性を考慮して別段の定めをしているときを除き、停止効力を有するものとする。

(2) 特許付与から 3 年が経過した後、特許所有者及びライセンスを付与された他人の何れも、王国、又は王国評議会一般命令によって指定されている他国において、誠実にかつ十分な規模で、その製品が製造され又は方法が利用されている産業施設を運営していない場合は、当該施設の欠如に対する有効な理由の存在が証明される場合を除き、特許所有者は、当該施設の運営に必要とされるライセンスを付与する義務を負う。この義務は、欧州特許の所有者に関し、欧州特許条約第 97 条(4)に従って欧州特許付与の通告が公告された日から 3 年が経過した後、前記の産業施設がオランダ又はオランダ領アンチル諸島又は王国評議会一般命令によって指定される他の国において運営されていないときに適用される。

(3) (2)は、特許所有者又はライセンスを付与された他人が、オランダ又はオランダ領アンチル諸島に隣接しており、王国が主権を有している大陸棚の部分に、同項にいう行為が誠実にかつ十分な規模で履行される稼働中の産業施設を有している場合は適用しない。ただし、そのような行為が天然資源の探査又は回収に関連しており、かつ、天然資源の探査及び回収の間に行われることを条件とする。

(4) 特許所有者は、いつでも、出願日が同日若しくは後日である出願、又はその出願について優先権が存在する場合は優先日が同日若しくは後日である出願に対して付与された特許の実施に必要とされるライセンスを付与する義務を負うが、ライセンスを必要とする特許が相当な経済的価値を有する顕著な技術的進歩を演出することを条件とする。ただし、特許所有者は、欧州特許を使用するために必要とされるライセンスに関しては、欧州特許についての異議申立期間が終了した後、又は提起された異議申立が終結した後に関し、それを付与する義務を負う。当該ライセンスの範囲は、実施権者の特許の使用に必要な範囲を超えないものとする。後者はその特許に基づく相互ライセンスを、前記の他の特許の所有者に付与する義務を負う。

(5) 特許所有者は、植物育成者に、適切な料金を代償としてライセンスを付与するものとするが、ただし、植物育成者が先に付与された特許を侵害することなしには、植物品種に関する植物育成者権を取得又は利用することができないこと、並びにそのライセンスが、特許によって保護された発明に対して相当な経済的価値を有する顕著な技術的進歩を演出する保護されるべき植物品種の利用のために必要であることを条件とする。

(6) 特許所有者がオランダ種子・植栽材料法第 42 条(2)に基づいてライセンスの付与を受ける場合において植物育成者権の所有者から請求があったときは、特許所有者は後者に対し、保護されている発明を利用する相互ライセンスを合理的条件に従って付与しなければならない

い。

第 57a 条

第 57 条の規定に拘らず、半導体技術の分野における強制特許ライセンスは、政府による非商業的使用、又は司法若しくは行政の手続によって競争阻害的であると決定された行為に対処する場合に限り、付与を受けることができる。

第 58 条

(1) 第 57 条(2)、(4)、(5)又は(6)にいうライセンスが不当に抑止される場合は、ライセンスは、利害関係人からの請求に基づいて裁判所によって付与されるものとする。ライセンス請求人からの要求があったときは、庁は特許登録簿に召喚令状を記入する。

(2) 本法に基づいて特許が付与されている場合において、ライセンス請求人の請求は、召喚令状に、ライセンス請求の対象とする特許の主題に関する技術水準についての庁による又は欧州特許条約にいう欧州特許庁による報告の結果を添付していないときは、許容されない。

(3) 第 57 条(4)第 1 文に従って請求されたライセンスの付与は、ライセンスを請求する召喚令状の送達後 2 月以内にライセンス請求対象とされている特許の無効請求が提出されたときは、期限を付し又は付さないで、保留することができる。

(4) 付与されたライセンスの記載事項において、裁判所は、実施権者の請求を一部変更することができる。また、実施権者が一定期間内に担保を提供すべきことを要求することもできる。第 57 条(4)第 1 文によって付与されるライセンスは、ライセンス所有者の特許と共にする場合に限り譲渡することができる。第 57 条(4)第 1 文又は第 3 文によって付与されるライセンスは、ライセンス付与の基となった特許が第 36 条(6)にいう期間の満了によって消滅したか又は無効請求に成功したという理由で終了することはないが、ただし、当該ライセンスは、特許が(3)にいう請求の結果として全部又は一部について無効とされた場合は終了する。

(5) 第 57 条(1)の意味での決定、又は確定して既判力を獲得した裁判所判決は、庁によって特許登録簿に記入される。担保を提供する義務が課せられているときは、その義務が満たされるまでは、記入は行われぬ。記入を受けるためには、王国評議会一般命令によって定められた金額による手数料を納付しなければならない。ライセンスは、記入がされた後にのみ効力を生ずるが、ただし、その後は(1)にいう召喚令状の特許登録簿への記入後にその特許を受ける権原を有することになった当事者に対しても効力を有する。なお、第 57 条(4)に基づいて付与され、登録されたライセンスは、召喚令状が記入された日までの遡及効を有する。

(6) 合意がない場合は、裁判所は、提起者がする請求を基にし、実施権者が特許所有者に支払うべき料金を決定することができる。裁判所はその関連においてまた、実施権者が一定期間内に担保を提供すべき旨の要求をすること、又は第 57 条(1)若しくは本条(5)によって定められる担保を確認又は変更することができる。

第 58a 条

(1) 第 57 条に基づいて付与されたライセンスは排他的なものではない。

(2) 第 57 条に基づいて付与されたライセンスは、そのライセンスが実施されている事業部分、又は事業部分の営業権と共にする場合に限り、譲渡することができる。

(3) 第 57 条に基づいて付与されたライセンスは、取り消すことができるが、ただし、実施

権者の正当な利益の合理的保護を考慮した上で、ライセンスの付与を生じさせた事由が存在しなくなっており、かつ、復活の見込みがないことを条件とする。理由を付した請求があったときは、ライセンスを付与した当局は、前記状況が引き続き当てはまるか否かを調査する。

第 59 条

(1) 王国の防衛のために、かつ、本邦大臣及び本邦の直接に関与する大臣による共同勧告に基づき、勅令をもって、その勅令に明確に記載される行為であって、その勅令に示される特許所有者が第 53 条及び第 53a 条によって排他権を有するものについて、それを国が行う又は他人に行わせる権限を国に与える旨を定めることができる。この権限は、その特許が有効である限り適用されるものとするが、ただし、それより短い期間が勅令に示されるときは、この限りでない。

(2) (1)にいう勅令が発効したときは、本邦の直接に関与する大臣は、特許所有者との合意によって、国から特許所有者に支払われるべき料金を決定する。本邦の直接に関与する大臣が、勅令の発効日から 6 月以内に特許所有者と合意に達していない場合は、第 58 条(6)が、担保提供に関する規定を除外して適用される。

第 60 条

(1) 第 56 条(2)第 1 文を害することなく、ライセンスは、次の決定によって成立させることができる。

(a) 欧州原子力共同体(EURATOM)を設立する条約(条約公報 1957, 92)第 20 条にいう仲裁法廷の決定、又は

(b) 上記条約第 21 条に従った本邦大臣による決定

(2) 第 56 条(2)第 2 文及び第 3 文は、(1) (a)の意味での確定決定によって取得されるライセンスに準用される。

(3) 第 58 条(1)及び(4)並びに第 58 条(5)第 1 文、第 2 文及び第 3 文は、(1) (b)にいう決定に準用される。第 58 条(5)第 4 文及び第 58 条(6)は、そのような決定によって付与されるライセンスに準用される。

(4) (1)にいうライセンスは、オランダ領アンチル諸島においては効力を有さない。

第 2 節 年次料金及び権利放棄

第 61 条

(1) 特許を維持するためには、王国評議会一般命令によって示される金額を、第 29 条(1)にいう出願日の後第 4 年目から毎年、特許が付与される結果となった出願がなされた又は第 28 条(1)によりなされたとみなされる月の末日に、庁へ納付しなければならない。

(2) 欧州特許を維持するためには、(1)にいう年次料金が庁に納付されなければならない。その開始時期は、欧州特許条約第 86 条(4)にいう年が終了した後、ただし、欧州特許条約第 80 条にいう出願日後第 4 年目の開始より早くない時期とする。その金額は、欧州特許の付与を生じさせた欧州特許出願の、欧州特許条約第 80 条による出願日が、同条約第 61 条又は第 76 条に従って該当する月の末日に納付されなければならない。最初の年次料金の納付時期が、欧州特許条約第 97 条(4)に従って欧州特許付与に関する通告の公告があった日から 2

月以内に到来するときは、その金額は、前記期間が満了する月の末日に納付することができる。

(3) 納付期日後に納付をするためには、王国評議会一般命令によって定められる金額での追加手数料を納付しなければならない。

第 62 条

特許は、第 61 条にいう金額が同条にいう納付期日から 6 暦月以内に納付されなかったときは、法の作用によって消滅する。消滅があったときは、その消滅は、庁の特許登録簿に記録される。

第 63 条

(1) 特許所有者は、その特許の全部又は一部を放棄することができる。放棄は、第 75 条(5)から(7)までに従って遡及して効力を生ずる。

(2) 放棄は、その趣旨の証書の特許登録簿に登録することによって行う。特許登録簿に記入されている書類によってその特許に関して登録された権利を有する者又はその特許に関してライセンスを受けている者又は法的手続を開始している者がおり、かつ、それらの者がその放棄に同意していない場合は、庁は証書の登録を行わない。

第 3 節 財産の構成要素としての特許

第 64 条

(1) 特許及び特許を受ける権利は、その全体において又は共有の形で、譲渡又はそれ以外の形で移転することができる。

(2) 庁は、特許又は特許出願から生ずる権利の譲渡及びそれ以外の移転の特許登録簿に記入することができる。当該記入のためには、王国評議会一般命令によって定められる手数料を納付しなければならない。

第 65 条

(1) 特許又は特許出願から生ずる権利の譲渡のために必要とされる移転は、証書によって行われるものとし、証書は、特許所有者が特許又は特許出願から生ずる権利を譲受人に譲渡する旨の同人の申立及び譲受人がその譲渡を受諾する旨の同人の申立を含んでいなければならない。

(2) 譲渡に関する制限条件があるときは、その条件は証書において示さなければならない。そのような条件がないときは、譲渡には制限が課せられていないものとみなされる。

(3) 譲渡は、第三者に対しては、証書に関して特許登録簿に記入がされた後に限り、対抗することができる。両当事者は、登録簿にその記入をさせる権原を等しく有する。

(4) オランダ民法典第 3 編第 88 条が適用される。

第 66 条

(1) 複数の者が特許を受ける権原を共有する場合は、その相互関係は、それらの者の間で行われる合意によって定められる。

(2) そのような合意がされていない場合、又は合意が別段の定めをしていない場合は、特許を受ける権原を有するすべての者は、第 53 条にいう行為をする権利を有し、また、そのような行為及び第 73 条(1)及び(2)にいう行為がそのような行為をする権原を有さない者によって行われる場合は、その行為に対し、第 70 条から第 73 条までに従って訴訟を提起する権利を有する。ただし、ライセンス又は第 73 条(2)にいう同意は、その特許を受ける権原を有する複数の者の共同の同意がある場合に限り、付与することができる。

(3) 特許を受ける権原を有する複数の者は、第 61 条にいう年次料金に関し連帯して責任を負う。

第 67 条

(1) 特許に関する質権は、証書によって設定しなければならず、また、第三者に対しては、庁がそれを特許登録簿に記入した後に限り、効力を有する。

(2) 質権者は、登録のために庁に送付されるべき申立書に署名をすることを要求され、同書においてハーグにおける送達宛先を選定しなければならない。同人がハーグにおける送達宛先を選定していない場合は、庁が選定された送達宛先とみなされる。

(3) 登録後に付与されるべきライセンスに関する質権証書における約定は、登録簿への証書の記入の日から第三者に対しても効力を有する。登録前に付与されたライセンスの対価に関する約定は、実施権者が廷吏の令状の送達を受けた後、実施権者に対して効力を有する。

(4) 庁は、質権が存在していないか又は効力を有さなくなったことを示す証書を特許登録簿に記入する。

第 68 条

(1) 特許に関する差押が生ずる場合は、差押令状が特許登録簿に記入されるものとし、また不動産についての執行令状に基づく差押及び判決前差押に適用するオランダ民事訴訟法典の規定が、差押令状が不動産の性質及び場所の代わりに特許についての記述を含むことを条件として準用される。

(2) ライセンス又はその付与に関する譲渡、担保権、行政命令であって、差押令状が登録された後に効力を生ずるものは、差押債権者に対しては対抗することができない。

(3) 差押令状の登録前に支払われていないライセンス料は、差押が登録されたことについて実施権者が通知の送達を受けた後は、特許の差押に含まれるものとする。それらの料金は、令状に記載されている民事法公証人に対して支払われるべきものとするが、ただし、実施権者が登録通知を送達されたときに、それについて明示して通告をされていること、及び判決債権者が尊重しなければならない第三者の権利に従うことを条件とする。民事法公証人に支払われた金額は、第 69 条(2)にいう収益に該当する。オランダ民事訴訟法典第 475i 条、第 476 条及び第 478 条が、準用される。

(4) 差押令状の登録は、次のものに従って取り消すことができる。

(a) 登録のために執行官によって提出される宣言書であって、差押債権者の指示により差押を停止している旨又はその差押は終了した旨のもの、又は

(b) 登録のために提出された裁判所の判決であって、差押を解除するか、又は差押の終了を確認するか若しくはもたらすもの

(5) 特許の差押に関しては、オランダ民事訴訟法典第 504a 条、第 507a 条、第 538 条から第

540 条まで、第 726 条(2)及び第 727 条が準用される。

第 69 条

(1) 質権者又は差押債権者による、請求を回収するための特許の売却は、権限を有する民法公証人の面前で公開して行われる。オランダ民事訴訟法典第 508 条、第 509 条、第 513 条(1)、第 514 条(2)及び(3)、第 515 条から第 519 条まで並びに第 521 条から第 529 条までが準用されるものとするが、その場合は、それらの条文の譲渡抵当及び譲渡抵当権者に関する規定が、特許に関する質権及び質権者に適用されると理解される。

(2) オランダ民事訴訟法典第 551 条から第 552 条までが、収益の配分に関して準用される。

第 4 節 特許権の行使

第 70 条

(1) 特許所有者は、権原なしに第 53 条(1)にいう行為の何れかを行う者に対し、自らの特許権を行使することができる。

(2) 本法に基づいて付与された特許に係る特許所有者による権利主張は、同人が庁又は欧州特許条約にいう欧州特許庁によって作成された、その特許の主題に関する技術水準についての調査報告を、召喚令状又は対抗主張の陳述の添付書類として、また、略式手続の場合はその審理において提出しないときは、許容されないものとする。

(3) 裁判所は、特許所有者に対し、その特許のオランダ語翻訳文を提出するよう要求することができるが、かつ、その翻訳文を提出すべき期間を定めることができる。特許所有者の権利主張は、同人が前記期間内に翻訳文を提出しない場合は、許容されないものとする。

(4) 損害賠償は、侵害を構成することを本人が知っているか又は合理的に知っているべき行為をする者に対してのみ請求することができる。

(5) 損害賠償に加え、特許所有者は、被告に侵害によって得た利益を放棄させ、当該利益の計算を提出させる命令の発出を要求することができる。ただし、裁判所が事件に係る事情がそのような命令を正当化しないと決定した場合は、裁判所は、被告に対し補償金を支払うよう命ずることができる。適切な場合は、裁判所は、定額の損害賠償を設定することができる。

(6) 特許所有者は、損害賠償又は利益放棄の請求を本人及び実施権者又は質権者のために提起することができるが、それによって後者は、特許所有者が提起した請求が同人のみのためであるか又は実施権者又は質権者のためでもあるか否かに拘らず、その損害に対する直接の賠償を受けるために又は被告が放棄する利益について応分の比率の付与を受けるために、その請求に参加することを妨げられない。実施権者及び質権者は、(4)及び(5)にいう事項に関する独立した請求を、それらの者が特許所有者に自分らに対してそのように行動するための授權を与えるよう要求している場合に限り、行うことができる。

(7) 特許所有者は、自己の権利を侵害する動産の所有権を請求する権限又は当該財産を市場から除去し若しくは破棄し若しくは使用できないようにする権限、及び主としてそれらの財産の生産に使用される材料及び機械を市場から除去することを求める権限が認められる。動産についての強制執行に基づく差押及び押収に関しては、オランダ民事訴訟法典の規定が適用される。2 以上の差押が生じた場合は、本条の規定により差押を課す者が優先権を有する。第 1 文の意味での請求は、特別な理由によって妨げられる場合を除き、被告の経費負担にお

いて実施されるものとする。請求の評価においては、侵害の重要度及び請求されている措置、並びに第三者の利益を考慮に入れなければならない。

(8) 新規製品を製造するための方法に関し、特許権を行使するための法的手続が提起される場合は、問題の製品は特許方法を使用して製造されたものとみなすが、ただし、被告が当該事件は前記の事例に該当していない旨の一応の証明ができるときは、この限りでない。第4条(3)及び(4)の規定は、製品が新規のものであるか否かを評価するときには、考慮に入れない。

(9) 特許所有者は、媒介者の業務が第三者によって特許所有者の権利を侵害するために使用されているときは、その業務を停止させるための命令を請求する権原を有する。

(10) 特許所有者は、その権利を侵害している者が同人に対して、侵害をするために使用された商品の出所及び販売経路を通知し、かつ、それに係るすべての関連情報を提供すべき旨の命令が発出されるよう要求する権原を有する。

(11) 特許所有者は、主張されている侵害が一時的に継続されている場合は、当該継続に対し、同人が蒙る損害に対する補償のための担保が提供されるべき旨の条件を付すことを要求する権原を有する。特許所有者はまた、(9)にいう媒介者が問題の業務の提供を継続している場合にも、この権原を有する。

(12) 特許所有者は、被告が判決に関する情報をその経費負担において発表すべき旨の命令が発出されるよう要求する権原を有する。

第71条

(1) (4)の規定に従うことを条件として、特許所有者は、その特許をもたらした後に、その出願の記録からその出願又は第28条による分割出願に関する特許付与までの期間について、第53条(1)にいう行為をした者に対し、適切な補償を要求することができるが、ただし、特許所有者が当該行為に関する排他権を付与されていることを条件とする。

(2) (4)の規定に従うことを条件として、特許所有者はまた、(1)にいう特許付与の後、同項に定められている期間内に市場に出された製品について同項にいう行為をした者に対しても、適切な補償を要求することができる。特許所有者は、何人かが、第53条(1)(a)若しくは(b)又は第53a条に示される製品であって、(1)にいう期間にその事業において製造されたものを、特許の付与後、その事業のために使用した場合は、同人に対し、同一の補償を要求することができる。

(3) (1)及び(2)にいう補償についての義務は、出願の如何なる部分が当該行為に関係しているかを正確に示した廷吏の令状によって、本条により特許所有者に付与される権利について関係当事者が通告を受けた日から30日が経過した後に行われる行為に関してのみ、生ずるものとする。

(4) 本条により特許所有者に付与される権利は、何人かが行った行為であって、同人が第55条によって又は合意によって当該行為をする権原を有しているものには及ばず、また、当該特許出願の記録前又は記録後の何れかにおいて、出願人又は前記のそのような行為権原を有する者によって市場に出された製品に関する行為にも及ばない。

第72条

(1) (4)の規定に従うことを条件として、欧州特許の所有者は、欧州特許が付与された後に、

その出願の欧州特許条約第 93 条による公開から、その出願又はこれと関連付けられる同条約第 76 条による分割出願に関する特許付与の通告の同条約第 97 条(4)にいう公告までの期間について、第 53 条(1)に示される行為をした者に対し、適正な補償を要求することができる。ただし、特許所有者が、そのように行為する排他権を獲得しており、かつ、当該行為が最新に提出され、公告されたクレームの範囲内にあることを条件とする。

(2) (4)の規定に従うことを条件として、欧州特許の所有者はまた、欧州特許の付与に関する通告の(1)にいう公告の後に、同項に定められている期間に市場に出された製品に関して同項にいう行為をした者に対し、適正な補償を要求することができる。当該特許所有者は、第 53 条(1) (a)若しくは(b)又は第 53a 条に示される製品であって、(1)にいう期間にその事業において製造されたものを、前記公告の後にその事業のために使用した者に対し、同一の補償を要求することができる。

(3) (1)及び(2)にいう補償についての義務は、関係当事者が廷吏の令状によって、本条により特許所有者が有する権利についての通知を受けた日から 30 日が経過した後に行われた行為に関してのみ、生ずるものとする。その廷吏令状は、特許の如何なる部分が行為に関連しているかを正確に表示していなければならない。欧州特許条約第 93 条による欧州特許出願の公開に含まれているクレームについてのオランダ語翻訳文と共に送達されなければならない。当該翻訳文が廷吏令状の送達前に既に庁に送付されており、それに関して特許登録簿に記入されている場合は、その翻訳文の送達を省略することができるが、廷吏令状が特許登録簿へのその登録に言及していることを条件とする。

(4) 本条によって特許所有者に付与される権利は、何人かがした行為であって、同人が第 55 条によって又は合意によってそれについての行為権原を有するものには及ばず、また、欧州特許条約第 93 条に従った、(1)に基づく出願公開の前後の何れかにおいて、出願人又は前記のそのような行為権原を有する者によって市場に出された製品に関する行為にも及ばない。

(5) 庁は、速やかに、(3)にいう特許登録簿への登録を行う。

第 73 条

(1) 特許所有者は、何人かがオランダ又はオランダ領アンチル諸島において、事業において又は事業のために、第 55 条から第 60 条までによって特許発明を実施する権限を有する者以外の当事者に、その発明の必須部分に関してオランダ又はオランダ領アンチル諸島における特許発明の利用のための手段を提供又は供給する場合は、その特許を行使するために、同人に対して随意に訴訟を提起することができる。ただし、その手段がその利用に適しており、かつ、それを意図しているものであることを当該人が知っているか、又はそれに係る事情から見てそれが明らかであることを条件とする。

(2) (1)は、提供又は供給が特許所有者の同意を得て行われている場合は、適用されない。同項はまた、供給又は提供される手段が市場において一般に入手可能な製品である場合にも適用されないが、ただし、関係当事者が、同人が引渡しの相手方に第 53 条(1)に示される行為の履行を教唆するときは、この限りでない。

(3) 第 70 条(5)が準用される。

第74条

第53条から第60条まで及び第64条から第73条までから生ずる権利及び義務は、王国が主権を有する、オランダ又はオランダ領アンチル諸島に隣接する大陸棚の部分の中、上、上方においても適用されるものとするが、ただし、天然資源の探査又は回収に関連しており、かつ、それに係る期間内に行われる行為のみをその対象とする。

第5章 無効及び主張

第75条

(1) 特許は、次の場合は、裁判所によって無効にされる。

(a) 付与された特許の主題が第2条から第7条までの規定により、又は欧州特許の場合は欧州特許条約第52条から第57条までの規定により、特許を受けることができないものである場合

(b) 特許明細書が、第25条(2)及び(3)の適用を受ける事例において、その技術の熟練者に発明を実施できる程度に十分明瞭かつ完全である発明の説明を含んでいない場合

(c) 特許の主題が、出願時の特許出願の内容、又は特許が分割出願若しくは補正された出願若しくは欧州特許条約第61条に従ってなされた新たな欧州特許出願を基にして付与されているときは原特許出願の内容を超えている場合

(d) 特許が付与された後にその保護範囲が拡大されている場合、又は

(e) 特許所有者が、本法第1章の規定により、又は欧州特許の場合は欧州特許条約第60条(1)により、特許を受ける権原を有していなかった場合

(2) (1)(a)の適用上、欧州特許条約第54条(3)にいう技術水準は、本法に基づく特許出願であって、同項の適用対象である欧州特許出願の出願日前になされ、その日以後に第31条に従って特許登録簿に記入されたものの内容も含むとみなされる。

(3) 無効訴訟は、(1)(a)から(d)までに従って何人も、また(1)(e)に基づいてそこに示される規定によりその特許を受ける権原を有する者が提起することができる。問題の発明に関して後者が特許を付与されている場合は、無効訴訟は、実施権者及び質権者も提起することができる。

(4) 召喚令状は、それが送達された日から8日以内に特許登録簿に記入されなければならない。記入が適時に行われなかった場合は、原告は、前記期間の終了後かつその権利の登録前に無効によって影響を受ける権利を善意で取得した当事者が被った損害を補償する義務を負う。

(5) 特許がその全部又は一部について無効とされた場合は、その特許は、第53条、第53a条、第71条、第72条及び第73条に示される効力の全部又は一部を初めから有していなかったものとみなされる。

(6) 無効の遡及効は、次のものには及ばない。

(a) 第53条及び第53a条にいう特許所有者の排他権を侵害する行為に関する、差止命令による救済を付与する判決以外の判決、又は第71条、第72条及び第73条にいう行為に関する判決であって、その無効前に既判力を獲得し、実施されているもの、又は

(b) 無効とされる前に締結された合意であって、当該無効の前に履行されているもの。ただし、衡平のために、合意に基づいて支払われた金額について、事情によって正当化される範囲で、返済を請求することができる。

(7) (6)(b)の適用上、合意の締結はまた、第56条(2)、第59条又は第60条に定めた別方式によって成立したライセンスを含むものとみなす。

(8) (1)(e)にいう理由によって特許が無効とされ、かつ、そこに含まれている規定によってその特許を受ける権原を有する者自身がそれに係る発明についての特許を取得している場合は、無効令状が特許登録簿に記録された日より前に、無効にされた特許に関して善意で取得

されたライセンスは、存続する特許に基づくライセンスとみなされる。当該特許の所有者は第 56 条(3)に従い、そのライセンスに関して生ずる料金を受け取る権原を有する。無効にされた特許の所有者が、同人の特許出願時に善意で行動していた場合又は召喚令状が登録される日より前に前権利者から善意でその特許を取得していた場合は、存続する特許に関し、その発明を第 55 条に示される方法で引き続き実施する権利を有する。

(9) 無効訴訟に関する判決が確定し、かつ、既判力を獲得したか又は無効訴訟が消滅した場合は、その後直ちに、提起した当事者の請求に基づいて、特許登録簿にその旨の記入がされる。

第 76 条

(1) 本法に従って発行された特許に関して第 75 条に従って無効を求める当事者の訴訟は、その当事者が召喚令状又は反訴陳述書の添付書類として、第 75 条(1)に表示した無効理由の適用可能性に関して庁が発行した勧告書を添付していない場合は、許容されないものとみなす。

(2) 第 80 条(2)にいう略式手続に係る裁判所は、本法に従って付与された何れかの特許を無効にすべきであると主張する者に対し、第 75 条(1)に表示した無効理由の適用可能性に関して庁が発行した勧告書を提出するよう要求することができる。

第 77 条

(1) 本法に従って付与された特許が、同一の発明者又はその権原承継人に付与された欧州特許に係る発明に関するものであり、かつ、関連するそれらの特許出願の出願日又は場合により優先日が同一である場合において、前者の特許が欧州特許と同一発明を保護しているときは、その特許は、第 53 条、第 53a 条、第 71 条及び第 73 条に示される法的効力をオランダ又はオランダ領アンチル諸島において、又は共同体特許に関するものである場合はオランダにおいて、次の日から効力を有さないものとする。

(a) 欧州特許に対する異議申立の提出期限が、異議申立の提出が行われること無く終了した日

(b) 異議手続が終結し、かつ、欧州特許が維持された日、又は

(c) 本法によって特許が付与された日。ただし、当該日が、該当する事情により、(a)又は(b)にいう日より後である場合とする。

(2) 如何なる理由によるものであっても、後日における欧州特許の喪失は、前項の規定に影響を及ぼさない。

(3) 何人も、(1)にいう権利の喪失を確認する手続を提起することができる。

(4) 第 75 条(4)、(8)第 1 文及び(9)が準用される。

第 78 条

(1) 特許に関し、その全部、一部又は共同所有権についてこれを受ける権原を主張する訴訟は、第 11 条、第 12 条若しくは第 13 条に従って、又は欧州特許が関係している場合は欧州特許条約第 60 条(1)に基づいて、その特許を受ける権原又はそれを共有する権原を有する者が提起することができる。

(2) 権原の主張に関する召喚令状は、特許登録簿に記入されなければならない。

(3) 特許所有者が、特許出願をするときに善意で行動していた場合、又は権利の主張に関する召喚令状が登録された日前に前特許所有者から善意でその特許を取得していた場合は、同人は引き続き、新たな特許所有者に関して、第 55 条に示される方法でその発明を実施する権利を有する。

(4) 前記登録日前に善意で取得されたライセンスは、新たな特許所有者に対して引き続き効力を有するものとする。後者は、第 56 条(3)の規定に従ってライセンス料を受け取る権原を有する。

(5) (3)及び(4)の規定は、その特許を受ける権原の主張に成功した者が、自ら特許出願をすることにより、それ以前に権原主張をしており、かつ、権原主張に関する召喚令状が、特許が付与された日から又は欧州特許が関係している場合は欧州特許条約第 97 条(4)に従って欧州特許付与に関する通告が公告された日から 3 月以内に特許登録簿に記入された場合は、適用されない。

(6) 前の特許所有者によって設定された質権は、その権利が善意で取得されたものであり、かつ、その質権が、召喚令状が登録された日前に設定されている場合に限り、新たな特許所有者を拘束するものとする。それらの質権が、前項にいう事例における新たな特許所有者を拘束する事情はない。

(7) (1)にいう主張は、それに係る特許が付与された日から又は欧州特許が関係している場合は欧州特許の付与についての通告が欧州特許条約第 97 条(4)に従って公告された日から 5 年の期間が満了したときに消滅するものとする。ただし、その特許を獲得した者は、その獲得時に、同人又は同人にその特許を譲渡した者がその特許を受ける権原を有していなかったことを知っていたか又は知っているべきであった場合は、当該主張の消滅を援用することができない。

(8) 権原の主張についての判決が確定して既判力を獲得した又は訴訟が終了した直後において、提起当事者からの請求があったときは、特許登録簿にその旨の登録がされる。

第 79 条

(1) 第 53 条(1)に示される行為の 1 を行うことによって特許所有者の権利を故意に侵害した者は、6 月以下の拘禁又は第 4 種罰金をもって処罰される。

(2) 前項にいう犯罪行為を職業又は事業とする者は、4 年以下の拘禁又は第 5 種罰金をもって処罰される。

(3) 裁判所は、その判決を公告するよう命ずることができる。

(4) 没収されている物がある場合は、特許所有者は、それらの物を同人に引き渡すよう要求することができるが、ただし、同人が、判決が確定し、かつ、既判力を獲得してから 1 月以内に、それに関して裁判所書記官に申請することを条件とする。当該引渡しは、特許所有者に対し、それらの物に対する権原を与えるものとする。裁判所は、裁判所によって決定され、かつ、特許所有者によって納付されるべき対価が国に納付された後に限り、引渡しが行われるべきことを宣言することができる。

(5) 本条にいう犯罪行為は軽罪である。オランダにおいては、当該軽罪は、第 1 審として、専ら、ハーグ地方裁判所によって審理される。

第6章 特許権に関する紛争

第80条

- (1) ハーグ地方裁判所は、次の事項に関して第1審としての専属管轄権を有する。
- (a) 第10条、第75条、第77条及び第78条にいう特許の法的効力の不存在、無効若しくは法的効力の喪失について決定をするための、又は特許を受ける権原の主張について決定をするための訴訟
 - (b) 欧州特許出願についての権原を主張する訴訟
 - (c) 第58条(1)にいうライセンスの付与を求める訴訟、及び
 - (d) 第58条、第59条及び第60条にいう対価の裁定を求める訴訟
- (2) ハーグ地方裁判所及び略式手続による決定をする同裁判所は、次の事項に関してオランダにおける第1審としての専属管轄権を有する。
- (a) 第70条、第71条、第72条及び第73条にいう訴訟、及び
 - (b) 特許所有者でない者が提起する訴訟であって、同人がする一定の行為が特許侵害を構成しないという決定を取得するためのもの

第81条

- (1) オランダ行政法通則第8:7条の規定に拘らず、ハーグ地方裁判所は、本法に基づいて下された決定に対して提起される上訴に対し管轄権を有する。
- (2)

第82条

特許代理人は、第80条の意味における紛争に関する審理において発言をする権利を有するが、それによって代訴人としての権限は害されない。

第83条

- (1) 第80条及び第81条に示される以外のすべての紛争は、司法運営に関する一般規則に基づいて管轄権を有する裁判所に提起しなければならない。
- (2) 第12条(6)の規定に基づく法的主張は、それに係る当事者間の法的関係が雇用契約によって定められていない場合を除き、雇用契約に関する法的手続であるとみなす。
- (3) 裁判所は、紛争中の事項に関する判決が第10条、第75条、第77条又は第78条に基づいて既に提起されているか又は提起することができた訴訟によって影響を受ける可能性があるとの見解を有する場合は、停止期限を設定して又は設定しないで、その紛争事項に関する訴訟手続を停止することができる。裁判所はまた、当該訴訟に関する決定が異なる理由によって提起された訴訟によって影響を受ける可能性がある場合は、同様の措置を取ることができる。
- (4) 裁判所は、欧州特許についての紛争に関する訴訟を、その特許に対する異議申立通知が欧州特許条約第99条によって欧州特許庁に出されている場合は、期限を設定して又は設定しないで、停止することができる。

第84条

- (1) 何人も、庁に対し、本法に基づいて付与された特許についての、第75条(1)に示される

無効理由の適用可能性に関する勧告書を提供するよう書面をもって請求することができる。

(2) 請求書は、請求する勧告書の対象とする付与された特許に関しての第 75 条(1)に由来する異論についての理由を付した表示を含んでいなければならない。

(3) 勧告書に関して納付すべき手数料に関する規則は、王国評議会一般命令に基づいて又はそれによって制定される。

第 85 条

(1) 庁は、第 84 条にいう請求人に対し、提起した異論について説明をする機会を与えなければならない。庁は、第 34 条(4)にいう技術水準調査の結果に基づく無効理由を異論として追加することができる。それに係る特許の所有者には、異論に対して少なくとも 1 回応答する機会が与えられる。

(2) 庁は、請求人及び特許所有者がその具申書を提出すべき期限を設定する権限を有する。

(3) 第 84 条にいう勧告書は速やかに交付されるものとし、如何なる場合にもその時期は、庁が請求人及び特許所有者の見解について通知を受けてから 2 月を超えない時期、又は前項が適用される場合は設定期間の満了後 2 月以内とする。

第 86 条

第 84 条にいう勧告書は、第 85 条(1)にいう異論についての理由を付した評価をもって構成されるものとする。

第 87 条

(1) 庁は、裁判所に対し、その裁判所の特許に関する管轄に属する法的手続において決定をする上で必要となる可能性のあるすべての情報及び技術上の助言を提供する義務を負う。

(2) (1)にいう助言は、オランダ民事訴訟法典第 194 条以下にいう専門家の助言と同一視される。

第 88 条

第 80 条にいう裁判所は、欧州特許条約の一部を構成する施行規則第 99 条にいう欧州特許庁からの囑託書を受領する責任を負う中央当局として行動するものとし、かつ、それに基づいて行動する権限を有する。

第 89 条

特許事項に関して下されたすべての裁判所判決の写しは、その判決を下した裁判所の書記官が 1 月以内に無償で、庁及び欧州特許に関連している場合は欧州特許条約にいう欧州特許庁にもこれを送付する。

第 7 章 補充的保護証明書

第 90 条

本章の適用上、第 98 条及びそれに基づく規定を例外として、

「規則」とは、小児科用の医薬品に関する 2006 年 12 月 12 日の欧州議会及び欧州連合理事会規則 No. 1901/2006 であって、規則(EEC)No. 1768/92、指令 2001/20/EC、指令 2001/83/EC 及び規則 No. 726/2004 を改正するもの(EC 公報 L378)によって最終改正された、医薬品の補充的保護証明書の創設に関する 1992 年 6 月 18 日の規則(EEC)No. 1768/92(EC 公報 L182)をいい、

「基本特許」とは、規則第 1 条(c)にいう特許をいい、

「証明書」とは、規則第 1 条(d)にいう補充的保護証明書をいい、

「証明書存続期間延長請求」とは、規則第 1 条(e)にいう、既に付与されている証明書の存続期間についての延長請求をいう。

第 91 条

証明書及び証明書存続期間延長の出願は、庁に対してしなければならない。

第 92 条

証明書及び証明書存続期間延長の出願をするときは、王国評議会一般命令によって定められる料率に従った金額が庁に納付されていることの証明が提出されなければならない。

第 93 条

第 24 条(3)、第 26 条及び第 38 条(1)は、証明書及び証明書存続期間延長の出願に関して準用される。

第 94 条

規則第 8 条又は本法第 92 条及び第 93 条の規定が遵守されていないときは、庁は、証明書を求める願書又は証明書存続期間延長請求の提出から 1 月以内に書面をもって、満たされていない要件を指摘して、出願人にその旨を通知する。

第 95 条

補充的保護証明書を維持するためには、王国評議会一般命令によって定められる金額を、それに係る基本特許の法定存続期間が満了する年から毎年、庁に納付しなければならない。その金額は、基本特許の法定存続期間が満了する月の末日以前に納付しなければならない。本法第 61 条(3)及び第 62 条が準用される。

第 96 条

(1) 規則第 9 条(2)及び(3)、第 11 条及び第 16 条によって要求される通告は、本法第 20 条にいう公報に公告される。

(2) 庁は、規則第 9 条(2)及び(3)、第 11 条及び第 16 条に示される情報を特許登録簿に記録する。

第 97 条

第 64 条から第 69 条までは、証明書に関して準用される。

第 98 条

第 90 条にいう補充的保護証明書に関して欧州共同体理事会によって制定された規則以外の規則が適切な施行のために必要な場合は、その規則は王国評議会一般命令によって定められるものとする。当該規則は、その関連規則によって許容される場合は、手数料の賦課について定めることができる。

第8章 オランダ領アンチル諸島に関する特則

第99条

オランダ領アンチル諸島に工業所有権庁を設置することができる。その官庁は、同領域の機関とする。

第100条

(1) オランダ領アンチル諸島の居住者は、同地に設置された工業所有権庁に出願をすることができる。

(2) その出願の出願日は、第29条(1)(a)、(b)及び(c)に指示されている書類が当該官庁に提出された日であるとみなされる。第29条(2)及び(3)が準用される。

(3) 当該官庁は、(2)にいう日を願書に記録した後、その願書を、提出されたすべての書類を添えて第1条にいう庁に速やかに送付するものとする。ただし、当該官庁が、出願が第24条において又はそれによって示される要件を満たしていないとの見解を有する場合は、この限りでない。

(4) (3)にいう事情においては、当該官庁は、自らが指摘する不備を書面により出願人に通知し、また、自らが指定する期間内にその不備を是正するよう出願人に要求する。その期間が終了した後、かつ、その要求が満たされたか否かに拘らず、出願人が提出した書類は、同人に対して発行された受領書の写しを添え、当該官庁が第1条にいう庁に速やかに送付する。

第9章 経過規定及び最終規定

第101条

王国特許法は、勅令によって定められる時から廃止される。

第102条

(1) 1995年4月1日前にされた特許出願及び当該出願に関連する分割特許出願には、王国特許法及び第102a条から第102e条までが適用される。

(2) 次のものには専ら、本法の規定が適用される。

(a) 本法が施行された後にされた特許出願。ただし、(1)にいう分割特許出願は、その例外とする。

(b) (a)にいう出願に基づいて付与された特許、及び

(c) (b)にいう特許に基づくライセンス

(3) 本法は、第90条にいう証明書の出願であって、本法が効力を生ずる日前に庁に提出されたものには適用されない。

(4) 第95条及び第97条は、本法が効力を生ずる日前にされた出願について付与された証明書に関しても適用される。

第102a条

(1) 特許出願であって、出願人は技術水準の調査について通告を受けているが、特許庁の出願部が本条の発効日に王国特許法第24条の意味における決定を未だ下していないものに関しては、前記王国法第2章第2部の規定に拘らず、特許庁は、出願人が提出したか又は他人がその後に補正した様式による願書に日付を付した注記をすることによって特許を付与するものとする。

(2) 本条の発効日に、出願人が技術水準調査の結果について報告を受けていない場合は、特許は出願人が技術水準調査の結果について通告を受けた日から2月以後に付与されるものとし、特許庁は、出願人からの要求があったときは、その期間を1回に限り、2月間延長することができる。

第102b条

(1) 前記王国法第2部第2章の規定に拘らず、特許庁は、特許庁の出願部又は審判部が、前記王国法第24条又は第24A条に基づいて、本条発効後全部又は一部を公開すると決定した特許出願を対象とし、出願部又は審判部が付与を受けるのに適格であると認定した様式による願書に日付を付した注記をすることによって特許を付与するものとする。

(2) その特許は、全部又は一部を公開する旨の決定が発効した日から効力を有する。

第102c条

(1) 第102a条が発効する日から、第102a条が、王国特許法第29A条から第29F条までが適用される特許出願に関し、次の理解の下に準用される。

(a) 特許庁は、願書に日付を付した注記をすることによって特許を付与する旨の決定をするが、その特許出願の特許登録簿への記録及び特許の付与は延期するものとし、かつ

(b) 第 41 条から第 45 条までが、それらの特許出願に関して準用される。

(2) (1)は、第 102b 条に関して準用される。

第 102d 条

(1) 本条が発効した日から又は特許の付与がそれより遅い場合はその付与の日から、王国特許法に基づいて付与された又は第 102a 条、第 102b 条若しくは第 102c 条に基づいて付与された特許は、オランダ及びオランダ領アンチル諸島において、第 36 条に基づいて付与された特許と同一の法的効力を有するものとし、本法の規定が、次の理解の下に適用される。

(a) 第 76 条の適用は、第 102a 条又は第 102c 条(1)に基づいて付与された特許に限定され、また

(b) 第 84 条から第 86 条までの適用は、第 102a 条、第 102b 条又は第 102c 条に基づいて付与された特許に限定される。

(2) 本条が発効した日から又は特許の付与がそれより遅い場合はその付与の日から、王国特許法に基づいて付与された又は第 102a 条、第 102b 条若しくは第 102c 条に基づいて付与された特許はアルーバ島において、特許に関する規定についての 1997 年 5 月 5 日のアルーバ島の国の布告第 34 条に基づいて付与された特許と同一の法的効力を有するものとする。

第 102e 条

(1) 1995 年王国特許法第 23 条が、本条発効後に提出される原状回復請求に適用される。

(2) 庁は、本条発効後に原状回復した出願に対し、出願人が提出した又はその後に補正した様式での願書に対して日付を付した注記をすることによって、特許を付与するものとする。

(3) その特許は、原状回復をさせる決定が確定した日から効力を生ずる。

第 102f 条

王国特許法に基づいて維持される登録簿の公開部分は、第 101 条にいう時から第 19 条にいう登録簿の一部を構成するものとする。

第 103 条

(1) 本項が発効する日から、本法発効前に欧州特許条約第 97 条(4)に従って付与の通告が公告された欧州特許及びそれらの特許に基づくライセンスは、本法の規定の適用を受ける。

(2) 本法発効後に欧州特許条約第 97 条(4)に従って付与の通告が公告された欧州特許及びそれらの特許に基づくライセンスは、専ら、本法の規定の適用を受ける。

第 104 条—第 107 条(他の規則についての修正を含む)

第 108 条

(1) 第 57 条から第 58a 条までは、王国特許法に基づいて付与された特許又は第 102a 条、第 102b 条若しくは第 102c 条に基づいて付与された特許に基づくライセンスに適用する。

(2) 本法施行前に王国特許法第 34 条(5)に従ってライセンスの付与を求める請求が行われる場合は、(1)が適用される。

第 109 条

第 4 条及び第 75 条(2)にいう技術水準はまた、本法施行前に提出され、本法第 4 条(2)若しくは欧州特許法第 80 条にいう日以前に王国特許法第 22c 条に従って公衆の閲覧に付される又はそれが公衆の閲覧に付されていなかった場合は前記王国法第 25 条に従って公開される出願の内容を含むものとする。

第 110 条

本法に定められている事項が本法の適切な施行のために追加の規則を必要とするときは、その規則は、王国評議会の一般命令によって定めることができる。

第 111 条

本法の条項は、勅令によって定められる時から施行されるが、その施行時期は種々の条項又はその一部について異なるものとすることができる。

第 112 条

本法は、それが掲載されたオランダ法令公報の年次を付し、「王国特許法」又は「オランダ特許法」というものとする。

第 113 条

- (1) 本法は、オランダ及び、7 章を除きオランダ領アンチル諸島を拘束する。
- (2) 本法は、第 40 条から第 45 条まで、第 59 条、第 101 条、第 102 条(1)、第 102a 条から第 102f 条まで、第 104 条から第 108 条まで、第 111 条及び第 114 条に関する限りにおいて、アルーバ島を拘束する。

第 40 条から第 45 条までのアルーバ島における適用については、「庁」はアルーバ島知的所有権庁と定義される。

第 114 条

本法に規定されている種々の規則は、オランダにおける法律により、及びオランダ領アンチル諸島及びアルーバ島における国の布告によって取消することができる。当該法律又は国の布告が公告された年に続く第 3 暦年からの効力をもって、本法は、オランダにおける法律及びアンチル諸島及びアルーバ島における国の布告の地位を獲得する。前記両文の規定は、第 40 条から第 45 条まで及び第 59 条には適用されない。